

専修大学社会科学研究所  
創立 60 周年記念公開シンポジウム  
今、なぜ『資本論』なのか

第2回 今日の貧困と『資本論』

2009年12月16日(火) 15:00～18:00 生田校舎1号館131教室(163名参加)

基 調 報 告	伍 賀 一 道 氏 (金沢大学教授)
討 論	福 島 利 夫 氏 (本学経済学部教授)
	宮 寄 晃 臣 氏 (本学経済学部教授)
司 会	兵 頭 淳 史 氏 (本学経済学部准教授)

◆【町田所長】 本日は専修大学社会科学研究所創立60周年記念公開シンポジウムにご参加いただき、ありがとうございます。また、基調報告のためにレジュメを準備され、来学された伍賀教授に心から感謝申し上げます。

専修大学は今年、創立130周年ということで、いろいろな行事が行われていますが、第二次大戦後に新制大学になってからちょうど60年になります。専修大学が新制大学になると同時に社会科学研究所ができて、今回が60年ということになるわけです。専修大学はほぼ全学部に教員を網羅して、所員としておよそ250人ぐらい参加しています。どういう仕事をしているかと言いますと、第1には研究会やシンポジウムを開催すると言うことで、今日やっているシンポジウムもそのひとつとなります。

2つめは国内や海外に実態調査に出かけております。今年の3月は韓国、9月には国内で大阪の堺市を調査し、来年の3月には長崎県の長崎市や諫早市を調査することにしています。

3つめは所員や、リタイアした人を参与と呼びますが、参与の研究成果の公表です。3種類ありまして、毎月出しているのが、社会科学研究所の月報というものです。それから1年に1回、今年度はこれから出ますが、社会科学の年報というものをしています。それから専修大学の出版局から、これもだいたい1年に1回、叢書というものを出します。この叢書は出版社や購買会で売っておりますが、こちらの月報と年報は社会科学研究所のホームページを見ていただきますと、ホームページ上で公開しますので、関心ある人は見てください。なお、今日の

公開シンポジウムの内容についても、来年度の月報で掲載する予定ですのでご覧ください。

この60周年記念行事では、3回の研修会とシンポジウムを企画しまして、1回目は専修大学と提携しております韓国の檀国大学の先生方と合同研究会を「世界同時不況下の日韓経済・企業システム」という形で行いました。2回目と3回目は「今、なぜ『資本論』なのか」というテーマの公開シンポジウムを企画しました。このシンポジウムでは1990年代末から日本資本主義論の矛盾が格差あるいは貧困の顕在化として露呈するとともに、本格的な恐慌の発現をこれまでは回避していた世界の資本主義が、2000年代末に世界金融恐慌あるいは世界同時不況を招くという状況の中で、『資本論』というものを再評価しようということを共通の狙いとしております。11月17日には神奈川大学の的場教授に基調報告をお願いし、『『資本論』から現代を読む』というテーマでシンポジウムを行いましたが、本日は第2回として金沢大学の伍賀教授に基調報告をお願いし「今日の貧困と『資本論』」というテーマでシンポジウムを行います。

このシンポジウムにおいて、我々は若いときに『資本論』について勉強したのですが、そこでひとつの中心的テーマになっていた労働力商品と関連づけながら、現代の貧困の原因と問題性が明らかになる、そういう場になることを期待しまして、挨拶とさせていただきます。

(拍手)

◇【司会】 ありがとうございます。それではこれより伍賀一道先生に基調報告をいただきたいと思っております。伍賀先生は京都大学文学部の社会学専攻をご卒業、その後、立命館大学の大学院経済学研究科博士課程を経て、現在、金沢大学の教授でいらっしゃいます。伍賀先生は大学院生時代より一貫して、社外工などの間接雇用形態の労働者を中心に、不安定就業の労働者の今日的ありようについて、ご研究を重ねてこられました。伍賀先生がそうしたご研究の中で1970年代、1980年代から、「日本資本主義は非常に高いパフォーマンスを誇っており、日本経済には問題がない、労働問題など存在しない」と考えられていた時代から、一貫して不安定就業労働者の問題に取り組んでこられました。そして今、日本経済が非常に厳しい状況に陥っているなかで、不安定就業・非正規雇用の労働者の増大、そして彼らのおかれた困難な状況がクローズアップされ、それはまさに伍賀先生の研究に時代が追いついたとでも言うべき状況なわけですが、伍賀先生のためにそのことを喜ぶべきなのか、悲しむべきことなのか、非常に複雑な思いにとらわれます。最近、伍賀先生は基礎経済科学研究所編、『時代はまるで資本論』という共書を上梓されました。そのなかで伍賀先生は、「非正規雇用の増大とワーキングプア」というテーマで、非正規雇用の堆積、そしてその置かれた状況を『資本論』の論理と結びつけて展開しておられます。本日は社会科学研究所の「なぜ今、『資本論』なのか」の第2弾としてふさわしい基調報告者として、伍賀先生をお招きいたしました。

それでは、これより伍賀先生に「今日の貧困と『資本論』」と題しまして基調報告をいただきたいと思ひます。それではよろしくお願ひいたします。

◆【伍賀】 皆さんこんにちは。金沢大学の伍賀と申します。本日は社会科学研究所創立 60 周年という、たいへん記念すべきシンポジウムでお話ができることを、たいへん光栄に存じております。ありがとうございます。

ただいま兵頭先生からご紹介をいただきましたが、私のほうから少し付け加えてお話ししたいと思います。私は 1947 年生まれ、今年 62 歳になるのですが、1966 年に大学に入りました。ちょうどそのころは、高度経済成長の真っ最中でしたが、目に見える貧困は一部残ってありました。私は京都で大学時代を過ごしました。当時、京都駅の裏にスラム街という、若い皆さん方はお分かりじゃないかと思うのですが、貧しい人たちが、ちゃんとした家がなく、トタン板とかビニールみたいのもので困った所に住んでいる、今で言うホームレスの人たちのブルーシートのようなものだと思って頂けたらいいのですが、そういったスラム街がずっと広がってありました。だいたい日本中の主な駅の裏には同じような街ができていたのです。そこには戦争被災者とか在日韓国人、朝鮮人の方々とか、色んな方々が入り交じって住んでいました。私は学生セツルメントのサークルに参加し、そのようなスラム街に毎週末に行きまして、子供会活動とか中学生たちに勉強を教えたりという活動をやっていました。大学の授業にはあまり出ないでそういうことを熱心にやって、仲間と一緒に貧困についていろいろと考え、議論をしていました。

いま、ホームレスの人たちを支援するボランティア団体が各地で生活保護の同行申請などを行っています。当時の私たちも京都市役所に一緒にでかけてはそれに近いようなことをワーワーやっていました。当時、セツルメント活動をした先輩の中には「もう少しすれば資本主義は社会主義に移るだろうから、そしたら貧困なんてなくなる」というようなことを言う人もいて、「ああ、そういうものか」と私たちは思ったりもしたものです。

そうこうするうちに 70 年代に移るあたりから、このような目に見える貧困は姿を変えていきました。スラム街も次第にきれいに整備され、そこにいた人たちもだんだん減っていきました。それとともに、私たちを含めて、「貧困」が意識の中から遠のいていったのです。時は過ぎ、1980 年代末から 90 年代初頭にかけて日本の社会はバブルも経験しました。しかしここ 10 年、特に小泉さんが首相になったあたりから貧困現象がだんだんと顕在化して参りました。ワーキングプアという言葉が注目を集めるようになったのが、2006 年から 2007 年です。NHK がワーキングプアの特集番組を 2 年にわたり 3 回報道したこともあって貧困問題がクローズアップされるようになりました。

## I なぜいま貧困が社会問題となったのか

今日は、1時間ぐらい時間を頂戴いたしまして、レジュメとパワーポイントを使ってお話しをしたいと思います。まず、なぜ今、貧困が社会問題となったかということでありまして。この表（スライド1）は若年層の雇用形態の変化を示したものです。1990年、ちょうどバブルが破綻した頃ですけれども、当時は15歳から24歳の若者のうち9割は正社員として働いていました。ところが年を追うにつれその割合が減って行って、2006年には7割を切るまでになりました。反対に非正規雇用が3割を超えるという状態になっていく。若者の中に非正規雇用が増えてくるというのが新しい変化でした。

さらに特徴的なことは男性に起きた変化です。スライド2は男女別の雇用形態を見たものですが、1997年から2007年の10年間で、男性の正社員は約300万人減少しているのです。それに近い数の非正規が増えている。もちろん女性も正社員が減少し、それを上回る非正規の増加が見られるのですが、特に男性に起きた変化が大きかったわけです。従来、男性は正社員として採用されて家計を支え、女性はパートタイマーとして家計を補助することで生活がまあ何とか回ると、そんなふうな状態ができあがっていたのですが、それが変わってまいりました。

このような非正規雇用の増加はワーキングプア、低所得層の増加と不可分の関係にあります。この表（スライド3）は2002年と2007年の間で、非正規雇用の年間所得とその割合の変化を示したものです。ご覧の通り、この5年間で200万円未満層は145万人増加し、1322万人になりました。非正規雇用総数（1761万人）の4分の3が200万円未満という状況です。つまり、非正規雇用が増えるにつれて低所得層が増えてくると言うことなのです。もちろん、この非正規雇用の中には扶養家族にとどまるために自ら進んで就労時間を制限し、所得調整をする人たちもいますので、全部がワーキングプアというわけではありませんが。

女性の非正社員の場合、2007年の時点で45%は100万円未満、100万円から200万円の階層が40%、あわせて約85%を200万円未満層が占めています。女性の非正規雇用の大半が低所得層ということは、かなり前からそうであったのですが、低所得層が女性に留まっている限りでは社会問題化しなかったわけです。ジェンダー論の研究者はそこを突いてくるわけです。要するにワーキングプアという問題が注目されたのはそれが若者や男性に及んできたからじゃないかということです。確かにそういった面があるわけで、社会全体がそれに驚いたというのが現状であります。

しかも最近の非正規雇用の中ではフルタイム、つまり正社員並みに働いても年間所得が200万円に満たないようなワーキングプア層が増えてまいりました。この表（スライド4）が示すように、非正社員のうち、フルタイムで働く労働者の割合が3割を超えているのです。このう

ち、年間所得 200 万円未満の層が 272 万人いる。フルタイムで働く非正規雇用 545 万人のほぼ半数は 200 万円未満しかないという事実を直視しなければならないでしょう。この表は（スライド 5）、自分自身の収入で生活をまかなっている労働者の割合を見たものです。パートは自分でまかなっているというのは 3 割を切っています。残りの 7 割はおそらく夫がいて、その収入に支えられて、自身は家計補助的に働いているのでしょう。これに対して最近増加が顕著な派遣社員の場合、自分でまかなうという人たちが増えて 7 割に達しているのです。これは派遣社員の中に男性が増えていることの現れではないかと考えられます。製造業における派遣が解禁になって、派遣社員が男性にも広がってきたこととも関係しているだろうと思います。

## II 貧困論の戦後史

さて、このように現在、貧困が社会問題化しているのですが、ここで、貧困論の戦後史という、ちょっと、どでかいタイトルなのですが、貧困問題について歴史的にざっと振り返ってみたいと思います。若い皆さん方にあまり昔話をしても関心がないかと思いますが、駆け足でやります。

### (1) 「貧困化論争」—— 1950 年代～60 年代

第二次世界大戦直後は、空襲による被災、工場の破壊による生産の大幅縮小、物価の高騰などが重なって日本中全体が飢餓の状態ありました。特に貧困問題は誰もが「当たり前」ということであまり論争にはならなかった。貧困問題が学界等で論争になりましたのは 1950 年代半ばのことでした。ちょうど日本が高度経済成長に入る頃、1955 年に政府と財界が一緒になりまして日本生産性本部という組織を作りました。企業の設備投資を増強して労使一体で生産性を向上させて、労働者の生活を豊かにしていこうという、生産性向上運動を提案してまいります。それに対し労働組合の多くは抵抗しました。学界を巻き込みまして、資本主義の下において生産性が向上する、経済成長することは、果たして労働者の生活をよくすることになるのか、それによって貧困がなくなるのか、ということ巡って論争が繰り広げられました。これが「貧困化論争」の戦後バージョンなのです。この辺りはレジュメの方をご覧いただきたいのですが、いろいろな議論がありました。今日の私の報告は『資本論』がテーマなのですが、『資本論』で貧困化法則はどのように展開されているのかなどについてもさまざまな議論が行われました。

例えばある人たちは「貧困化とは実質賃金さがり続けていくことである」と論じ、また別の人は「そうではない。賃金のみならず、労働時間とか、各種社会保障とか、生活水準全体が低下することが貧困化である」と主張したのです。しかし、実証を試みてもそのようなデータ

は得られない。実質賃金低下説や生活水準低下説は破綻します。さらにまたある人は「賃金が労働力の価値以下に下がることが貧困化である」と主張しました。今日ご出席の学生の皆さん方はすでにマルクス経済学等の授業で「労働力の価値」という言葉を聞かれたと思いますけども、資本蓄積法則によって相対的過剰人口が必然的に作り出され、それにとまって労働力の価値以下に賃金下がる。「労働力の価値以下に賃金下がるのが貧困化だとマルクスが言っている」という人も出ました。賃金が労働力の価値以下に常時低下すると、賃金が労働力の価値によって規定されるという命題との関係はどうなるのかという疑問も出されました。高度経済成長の進展もあって貧困化論争自体は1960年代の半ば頃にはほぼ終息しました。論争の到達点は何かと言うことははっきりしませんが、レジュメに書いてある「資本賃労働関係拡大説」というのがだいたい決着点かと私は見ております。この説では貧困化の本質を、資本蓄積の進展にとまとう資本による労働者に対する搾取関係そのものの再生産あるいは支配・隷属関係の拡大・深化と考える。資本賃労働関係に包摂され、そのもとで翻弄される労働者の増加およびその状態の悪化が貧困化ですが、それは資本主義の発展とともに、ますます労働者状態が悪化するという意味ではありません。貧困化論争についてはこの位にいたします。

## (2) 貧困論の変遷、後退 —— 1960年代半ば～1990年代

高度経済成長期を迎えたとはいえ、1960年代の前半までは、不安定な雇用形態やいくつかの職業に貧困が集中していることへの関心はありました。60年代初頭に『現代日本の底辺』という新書が三一書房というところから出版されています。この中で、さまざまな種類の労働者を取り上げられています。たとえば、浮浪者、バタ屋です。若い方はバタ屋をご存じないかと思いますが、廃品回収と思ってください。その他に、行商人、露天商、家庭内職、日雇労働者、水上生活者、店員、働く子どもたち、社外工、臨時工、女中、かみかぜ運転手、下層セールスマン、家内工業の労働者、川口の鋳物工、炭鉱労働者、ドサ廻りの売薬人等々、がこの本のなかで取り上げられています。

さらに労働行政も不安定雇用への関心を持っていました。細かくなって恐縮なのですが、1965年に生まれた雇用審議会の答申第7号の中では、不安定な雇用形態の改善を政策課題に掲げてその中で、臨時雇用とか、社外工とか、出稼ぎ労働者などは問題だから、それはなるべく常用雇用にしなければならないと書いているのです(スライド6)。これは最近の小泉政権のもとで言われておりました労働市場の規制緩和・構造改革の主張とはまさに正反対ですね。

ところが60年代後半になりますと、いざなぎ景気を迎え、貧困問題は社会的な関心から後退し、代わりに公害問題や都市問題への注目が高まってきました。そのころ専修大学社会科学研究所にたいへん縁の深い江口英一先生や加藤佑治先生らが低所得層、不安定就業階層に着

目した調査・研究を精力的に進められています。1979年、80年にかけて刊行された江口先生の『現代の「低所得層」』（未来社）は60年代から70年代にかけての貧困研究の金字塔というべき作品です。この本は学士院賞という日本の学术界でも最も権威ある賞を受賞された作品であります。それから加藤佑治先生、10年前にお亡くなりになったのですが、私自身もずいぶんど指導頂きました。この加藤先生は江口先生と一緒に東京の山谷の日雇労働者を始め、膨大な不安定就業労働者の実証的研究をされています。その集大成が『現代日本の不安定就業労働者（増補改訂版）』（御茶の水書房、1991年）という著作です。

1980年代から90年代にかけて加藤先生や私たちはパートタイマーや社外工、派遣労働者などを不安定就業と捉えて研究したのですが、これにたいして「いや、こういったパートなどの増加は就業形態の多様化であって、貧困論という文脈で理解すべきではない」という議論が登場してまいります。その代表的論客であった高梨昌氏は次のように述べています。

「パートや派遣社員など彼らの多くはフルタイムの正社員になることを望んでいない……。本工、正社員の身分よりもパートタイマー、派遣社員の形態の方が、自分たちの生活観なり労働観に合っているとして働いているのであって、こうした雇用形態は不安定雇用で望ましくないと言うのは余計なお節介にすぎず、こうした発想では有効な対策も立たない」（高梨昌「労使は発想の転換を」『週刊労働ニュース』1985年1月1日号）。

さらに、労働法学者の中からは「従来の労働法は労働者というのは企業との関係で弱い立場にあるということを前提にしていたのだけれど、今や状況が変わって労使が対等な立場で交渉力が持てるような状態になってきたのだから、労働者の弱者性を前提とした労働法から新しい労働法体系に転換したほうがよいのではないか」という主張も登場してまいりました。このような議論はその後、労働者派遣法や職業紹介事業の民営化という、ちょっと難しい話になりますが、そういうことを後押しする役割を果たしています。以上のように、非正規労働者の不安定就業としての側面を否定し、就業形態の多様化と捉える議論や、「もはや弱者ではない」という労働者像を前面に押し出して労働法制の転換を後押しするような論調が80年代から90年代の終わり頃まで強まりました。

### （3）ふたたび「失業と貧困」がキーワードになる時代 —— 21世紀～

ところが、冒頭に申しましたように、21世紀に入って以降、再び、「失業と貧困」がキーワードになる時代を迎えているわけです。兵頭先生がおっしゃったように、失業と貧困という問題に私はずっと関心を持ってきましたので、私としましては研究のやりがいがあるのですが、このような時代がやってまいりましたことは、果して喜んでいいのか、悲しんでいいのか、大変複雑な気持ちでございます。

最近の状況についていくつかデータをご紹介します。これは（スライド7）総務省統計局が5年おきに実施している就業構造基本調査から作ったものです。この10年間の雇用形態の変化を見ておりましたが、特に97年から2002年の5年間は不況が深刻化した時期でありまして、正社員が400万人減少し、それに匹敵する数の非正規雇用が増えている。これに続く2002年から2007年までの5年間は小泉・安部政権が推進した構造改革の時代です。この5年間は公式経済指標では戦後最長の好景気の期間だとされているのですが、この間にも正社員は減少していき、非正規雇用は増えている。その結果、労働者全体に占める非正規雇用の比率は2007年に35.5%に達しました。つまり好況期にも正社員は減少し、非正規雇用が飛躍的に増加するという大変特異な状態を迎えました。つまり今日の非正規雇用化とかワーキングプアという問題は、単に景気悪化によって引き起こされたものではない、別の構造的要因が働いていることがこの辺の状況からわかるかと思います。

これは（スライド8）ワーキングプアの動向を示したものです。2002年から2007年まで小泉・安部政権下の5年間に労働者総数は237万人程増えているのですが、それにほぼ匹敵するのが250万円未満層の増加です。両者はほぼ同数です。つまり5年間で増えたのは、実は250万円未満の階層、つまりワーキングプアか、またはそれに近い層なのです。「戦後最長の好況期」にワーキングプアが増加したということに改めて強調しておきたいと思います。

これは（スライド9）「就業構造基本調査」をもとに非正社員の内部構成の変化を示したものです。非正規雇用の多くは依然としてパートタイマーですが、その比率はだんだん減ってきておりまして、最近では派遣社員が増えてきているのです。この「就業構造基本調査」の調査票では回答者に対して「あなたは次の雇用形態のうちどこにあたりますか」と尋ねています。パートまたはアルバイトと回答した人の中にも派遣社員が含まれている可能性があります。たとえば、日雇派遣のアルバイトをしている学生が調査対象になった場合、彼らはおそらく派遣社員を選択しないでアルバイトを選ぶでしょうね。したがって派遣社員の人数はこの表の数よりもっと多いと見た方がいいのではないかと思います。このような雇用と貧困をめぐる変化を背景に近年、『資本論』への関心が広がってまいりました。

### Ⅲ 『資本論』における失業と貧困の論理

#### （1）相対的過剰人口の創出と機能、存在形態

今日私に与えられたテーマの中心は『資本論』ということなので、資本論に触れなかったら羊頭狗肉になります。そこで今から少しだけ『資本論』に触れたいと思います。時間の制約もありますのであまり詳しく立ち入りませんが、しばらくレジュメに沿って進めてまいりたいと

思います。

『資本論』では失業という問題を「相対的過剰人口」として論じております。『資本論』第1巻の第7編23章というところで、その点を扱っているのですが、相対的過剰人口は産業予備軍とも呼ばれています。厳密に言いますと相対的過剰人口と産業予備軍とはまったく同じというわけではないのですが、さしあたりここでは同じものだと考えておきます。レジュメでは次のように書いています。

資本の蓄積は単調なものではなく、大小の変動をともなっている。急速に進むこともあれば、停滞の時期もある。生産の急な拡大の際に資本は追加の労働力をすぐに必要とするが、資本主義の経済機構は職を求めて待機している労働者（相対的過剰人口）のプールを用意する仕組みを備えている。こうした相対的過剰人口のプールがなければ資本蓄積は妨げられるため、このプールの形成は資本主義経済が維持できる条件である。マルクスは相対的過剰人口について、「現実的人口増加の制限にかかわらずいつでも使える搾取可能な人間材料」すなわち「産業予備軍」と名づけた。

このように、資本主義の経済機構自体が職を求めて待機している労働者、この相対的過剰人口のプールを絶えず用意する仕組みを設けている、急に景気が拡大した場合でも労働力不足にならないように、いつでも職を求めて待ちかまえている過剰人口のプールを用意しているのだと、そういう論理を展開しているのです。なぜ、このような相対的過剰人口が生まれてくるのかについては、皆さんは授業で聞かれたと思いますので私は詳しく申し上げませんが、例えば資本の有機的構成の高度化という概念を使って説明しています。

私がそこで注目しておきたいのは、労働市場のとらえ方です。労働市場というのは労働力需要と供給とが独立に動いているものだと考える経済学もありますけれど、『資本論』ではそう捉えていません。需要（資本蓄積）と供給（労働者人口）は相互に独立した関係にはない。資本は労働市場の需要面だけでなく供給の側面にも同時に作用しており、資本蓄積はそれ自身のなかに労働供給の限界を打破する機構を具えている。それゆえ「サイコロはいかさまだ」（『資本論』第1巻、原著 Dietz 版、669 頁、以下同様）というわけです。マルクスはそれを2つの点から述べています。1つは技術革新を伴う生産性の上昇は労働需要を相対的に減少させる。労働者の入れ替えを急速に進める。そして高賃金の男性熟練労働者を追い出して、代わりに女性や若年労働者を使うということです。第2の点は、私があとで強調したいと思っている労働基準に関してであります。相対的過剰人口である失業者が、働いている人に対して「早く席をゆずってくれ」というふうに圧力をかけてまいります。失業者が増えてまいりますと、いま職についている人は長時間働いたり残業したり、夜中まで働こうとする。実際、今でもそうです。自分が正社員だとしましょう。周りにいっぱい非正規の人がいて早く正社員になりたいと待ってい

ますから、自分が頑張らないといつ追い出されて、代わりに非正規の人が入ってくるかも分からないということで、焦ってしまいます。そのときに労働基準という、労働時間と自由時間（生活時間）の境目をきちんとするような規制があれば、そのような競争は緩和されるのですが、そうでなければ、今働いている就業者がよりたくさん働く、そのことが逆に失業者を増やすのだという、そんなことを展開しております。「失業者の圧迫が就業者により多く労働させるように強制する」、そのようなことを『資本論』では述べております。

さて、相対的過剰人口はどのような形態で存在しているのでしょうか。『資本論』の中ではこのように言っております。「相対的過剰人口は、ありとあらゆる色合いのもとで存在する。どの労働者も半ば就業している期間中、またはまったく就業していない期間中は、相対的過剰人口に属する。」(670 頁) この「半ば就業している」というのをどのように理解すればよいかは厄介な問題です。どのような人が「半ば就業」なのか、まったく就業していない人とどこが違うのかという点が私はたいへん気になっているところであります。それから相対的過剰人口の存在形態について「相対的過剰人口は、恐慌期に急性的に現れ、ときには事業不振期に慢性的に現れる、という諸形態を別にすれば、過剰人口は3つの存在形態に分かれる」(同前)として、具体的に流動的形態、潜在的形態、および停滞的形態の3つを挙げています。これらの諸形態をどのように理解するかを巡ってもいろいろな議論がありましたが、このことに深入りすると退屈しますので、ここではふれないでおきましょう。

## (2) 資本蓄積と貧困化 —— 資本主義的蓄積の一般的法則

以上のような相対的過剰人口論を踏まえて資本蓄積と貧困化との関係について、『資本論』第1巻第23章第4節で「資本主義的蓄積の一般的法則」として概括的な叙述をしております。以下はその要約です。

「蓄積の拡大によって剰余価値生産過程に包摂される労働者人口は『吸引』や『反発』をとめないながら増大し、個々の局面で賃金上昇などがありえても全体として剰余労働を強いられる関係は打破されず、労働者状態の抜本的向上はありえない。『怠惰』を強いられる相対的過剰人口は就業労働者にたいして過度労働を強制しながら、労働者人口全体を資本賃労働関係に縛りつける機能を果している。資本主義経済の仕組みは、相対的過剰人口の形成によって、資本・賃労働関係の拡大再生産を保証しつつ、貧困状態に置かれる労働者の範囲を拡大し、剰余価値生産の諸方法の展開に伴い多様な貧困現象をもたらす。」

そして多様な貧困現象の具体的な現れとして、「貧困、労働苦、奴隷状態、無知、野蛮化、道徳的墮落」(675 頁)を挙げています。『資本論』の中では、このような貧困の必然性を展開すると同時に、他方でそれを変革していく条件と、主体形成についても述べているのです。決し

て貧困化が一路ますます深まって行って、絶望的になるということではなくて、それに対する逆転の論理についても展開しているのです。

### (3) 対抗の論理、変革主体の形成

逆転の論理の第1は、先ほどから触れております労働基準ということについてです。マルクスの時代はイギリスの工場法が制定され、労働者にとって充実した内容に改定されていった時代でした。工場法というのは今日の日本で言いますと労働基準法に該当するのですが、これをちゃんとしていけば失業者を減らすことができるのだということを述べているのです。

「労働者階級の様々な層に対して、労働が年齢と性にふさわしく、等級別に再配分されるならば、現在の規模で国民的生産を継続していくには、現存の労働者人口では絶対的に不十分であろう。現在、『不生産的』な労働者の大多数が『生産的』な労働者に転化されなければならないだろう。」(666頁)

このことは今でも通じる視点かと思えます。つまり、今、働き過ぎの正社員の労働時間を短縮して、もっと人間的な働き方に変えれば、今、失業していたり、不安定な状態に置かれている非正社員の人たちを正社員に転換できるのではないか、ということを行っているのです。働き方の基準、労働基準をしっかりと再構築することこそ肝心であると言っていると私は理解しております。

さらに『資本論』の中ではそうした貧困の状態を転換していく主体の形成についても、ごく手短ではありますが述べています。例えば工場法について展開しているのは第1巻第8章なのですが、そこで、自由時間と生活時間の区別を行うことは、労働者自身の全面的発達の条件であると言っております。

本来、労働というのは人間が人間であることの証明なのです。もちろん最近の研究では、チンパンジーの一部は道具を作ったり使ったりするそうですけれども、しかし高度な道具や機械を作るのは人間しかできません。そして言語を用いてお互いにコミュニケーションを深めるのも人間固有の特性です。だから働かなくてもいいから衣食住の生活保障をしますよと言われたら、私たちは困ってしまいます。もちろん遊んで暮らせるからいいやと思うかも知りませんが、ずっとそのままではやがて我慢ができなくなるでしょう。何かしたくなります。労働というのはその質と量のある一定の範囲内においては人間的活動なのですが、ところがある限界を超えて長時間の労働を強いられたり、逆に自分がやりたくないような仕事を、人から命じられたりすると、たちまち苦痛になってしまいます。自由な時間を確保できているならば、その自由な時間のなかで、私たちは学習し、互いに交流を深めて議論し、発達できる条件を確保できる。従って、貧困化をもたらす論理と、それを転換する条件の形成の論理とはとは密接に関係

しているのです。1970年代の貧困化論のなかで、変革主体の形成とあわせて展開する主張が提起されました。たとえば、池上惇氏は次のように述べています。

資本主義的貧困化は「生存競争の激化の過程」であるが、他面で人間の全面発達にむけての物質的前提をつくりだす。労働時間と生活時間の区別の確立（工場法）と結びつくことで全面発達を志向する住民の統治能力形成のための要因に転嫁する（池上惇『財政危機と住民自治』青木書店、1974年）。

先ほど司会の兵頭先生が触れられた基礎経済科学研究所というところでは、そのような全面的発達論に注目して、これまでいくつかの本を出しています。

さて残っている時間が20分くらいですので、少し急ぎます。

#### IV 『資本論』を現代の失業と貧困研究にどのように活かすか

##### （1）失業・半失業と貧困とは分離できない

次に、このような『資本論』における論理を現代の失業と貧困問題の研究にどう生かすかということについて、お話ししたいと思います。私はこれまでマルクスの貧困化論や相対的過剰人口論にそって雇用や失業問題について考えてまいりました。ところで、貧困研究で著名な岩田正美さんは少し違ったニュアンスのことを書いていらっしゃいます。

「日本ではマルクス主義の貧困化法則論の影響も強くあったせいも、とりわけ労働問題や社会階層の下で貧困が議論されてきた経緯がある。今日でも非正規雇用と貧困とのストレートな結びつきでワーキングプアの議論がなされている。そうした場合、貧困はその原因としての失業や不安定就労問題、それ自体に収斂される傾向があり、そうだとすると特に貧困を議論する必要がなくなってしまう」（『貧困研究』vol.1、2008年）

江口先生、加藤先生、それに私なども批判の対象にされているのかと思ったりしているのですけれども、いずれにしましても、貧困と、失業や不安定就業とは相対的に分離して考えるべきという提案で、そういう意味では貧困研究の新しい流れかと思います。私は、このような提起については違和感を持っています。貧困と失業とは分離できない、不可分の関係にあると考えているからです。

事例をひとつ紹介しておきましょう。皆さんご存知の通り昨年の暮れから新年にかけて、東京の日比谷公園で年越し派遣村が取り组まれました。私は12月30日にそのことを知ったものですから、大晦日に日比谷公園に参りました。わずか半日だったのですけれども、荷物運びや宿泊用のテントを作るお手伝いをしてきました。各地から米やリンゴ、野菜、水などがいっぱい運ばれてきていました。私はちょっと休憩している時に、ある派遣社員の方からお話を聞くこ

とができました。

Yさんと仮に呼んでおきますと、Yさんは40代前半で、九州出身でした。高校卒業後、3年間地元で働いた後に上京し、ラーメン店の店員になって20年ほど働いていたのですが、2年前に店を辞めて、派遣社員になったというのです。現在は日雇い派遣として、都内にある企業（派遣先）の倉庫内で商品の仕分けや包装などの作業をしているということでした。その派遣先では仕事量に応じて、派遣労働者の人数が日々10人、20人と変動するそうです。Yさんの仕事は夜勤専業です。そのほうが時間給が高いからだと思えますけれども、夕方5時から朝5時まで、合計90分の休憩時間をはさんで10時間半働く。日給は1万1900円。そこから理由もわからずに400円が引かれるそうです。これはおそらく、悪名高い、データ装備料のようなものでしょう。給与明細をくれないので、残業手当や深夜手当がどうなっているか、いっさい分からない。日雇い派遣ですので、派遣会社に前日の午後3時までに電話をして確認しなければ、明日仕事があるかどうか分からない。仕事がない日もありますので、仕事に就けるのは週のうち2回か3回くらいです。だから日給は1万円を超えていても月の所得は8万から9万円という状態だということでした。お金があれば健康ランドという風呂が付いたところに泊まれる。その料金は午前0時まで1050円で、0時過ぎると追加料金を取られて、一晩過ごすと2000円かかるのでたいへんだということでした。

日雇い派遣の仕事から早く抜け出したいのだけれども、蓄えが無いものですから、月払いの仕事ではだめだということです。予備の蓄えがないために日払いでないとやっていけない。去年の大晦日の話なのですが、だんだん仕事が減ってきて、正月明けはどうなるのか分からないということでした。介護だったら常勤の仕事があると聞いているのだけれども、住まいがないために、そうした常勤の仕事に就くことは難しいだろうと言っていました。

このように見てまいりますと日雇いという不安定な雇用形態であることが蓄えを困難にし、住まいを確保できず、貧困状態から脱せられない。そのことが逆に安定した仕事に就けない要因になる。雇用・労働の貧困と、生活・住居の貧困の悪循環ができあがっています（スライド10）。こうした状況についてはすでに湯浅誠さんの『反貧困』（岩波書店）などですでに指摘されていることで、周知のことではあるのですが、やはり貧困の根っこには雇用の問題があるということ、したがって、貧困問題は失業や半失業の問題と分離できないということを強調したために、あえてこの例を出したわけでございます。

## （2）今日の失業と半失業

レジュメにかえりまして今日の失業と半失業についてお話しておきたいと思えます。現時点の失業状況の急速な悪化は、いわば恐慌がもたらしたものです。これは（スライド11）2008

年の夏以降の完全失業率の推移を見たものですが、今年に入って完全失業率はぐっと上がりました。ピークが9月の5.5%でした。今は少し下がってきておりますけれど、高原状態になる可能性があります。

これは(スライド12)完全失業者数の推移です。去年の10月から今年10月までに、実に100万人増えているのです。去年の10月が255万人でしたが、今年9月には363万人、1年足らずのうちに100万人以上増えているのです。これは先ほど『資本論』で見た恐慌期に急性的に現れる相対的過剰人口だと考えて良いのではないかと思います。『資本論』の解釈をめぐっては、恐慌期に現れる過剰人口と、過剰人口の流動的形態、潜在的形態、停滞的形態とどう違うのかという議論があるのですが、ここでは省略しておきます。

最近は派遣切りや非正規切りに加えて正社員のリストラもかなり進行しております。なにより若いみなさん方に関係が深いのですが、学校を卒業してもなかなか仕事につくことが難しいという状況が生じています。昨日、厚生労働省が発表した資料では、来年3月卒業予定の高校3年生の就職内定率が2009年10月の時点で52%しかない。これは過去11年をとおして最悪の水準とのことです。

こうした中、先ほど『資本論』で触れました「半失業」あるいは「半ば就業」という状態、つまり雇用と失業の中間に位置する雇用形態が増えています。2008年秋以来の派遣切り、非正規切りによって非正規雇用は減少しているのですけれども(スライド13)、一方で景気回復の兆しのなかでそういう人たちが増える傾向もあります。先ほど完全失業率の若干の低下に触れましたが、これは失業問題が改善したのではなく、むしろ完全失業者であった人たちが「半失業」「半ば就業」状態に移動したのではないかと考えています。従ってこの雇用と失業の中間形態という問題を捉えなくして完全失業者や、完全失業率だけを見ていたのでは、失業問題全体の動向を捉えることはできないと思います。

こうした中間形態を相対的過剰人口論との関係でどう見るのかという論点について簡単に触れておきます。この図(スライド14)をご覧ください。私は、正社員とそれから完全失業者として現れてくる顕在的失業者、この間に膨大な数の不安定就業状態にある人々が存在すると考えています。この中にパートやアルバイト、派遣社員、契約社員など、さまざまな形態の非正規雇用の人がいます。正社員に近い人たちもいる一方で、先ほどお話しましたYさんのような方々は顕在的失業者に限りなく近い非正規雇用労働者です。ちょうどこの図のようにグラデーション的な構造になっている。マルクスの言いますと、これらはいずれも産業予備軍として機能しています。図の産業予備軍Ⅰは正規雇用に対する圧力になりますし、また産業予備軍Ⅱは不安定就業形態でもいいから職につこうとしています。両方とも産業予備軍なのです。この不安定就業(産業予備軍Ⅰ)は現に働いていますので、現役軍でもあります。でも正社員とは違い

ますから、この現役労働者Ⅰとはちょっと違うタイプの現役労働者だということで、現役労働者Ⅱとしました。

雇用と失業の中間にある半失業、部分就業は相対的過剰人口でありながら現役軍だという矛盾した存在だと言うことに私は以前から注目していました。この点の理解をめぐって先ほどご紹介しました加藤佑治先生と20年ほど前に論争したことがあります、その内容については省略します。

### (3) 労働基準と失業および働かせ方の問題

私は、雇用・失業と働き方・働かせ方について「労働基準」を軸に捉えたいと考えております。この図(スライド15)をご覧ください。横軸に「労働時間や働き方の安全・ゆとり」を、縦軸には「雇用の安定、賃金・所得水準」を取り、この二次元のなかで労働基準を捉えようとしたものです。

横軸の右に行くほど労働時間にゆとりがあって安全に働ける。左方は長時間労働で、過労死するリスクの高い働き方です。縦軸では、下方は失業や雇用不安の度合いが高く賃金も低い。もちろん賃金と失業とは別ですから、本当は3次元で捉える必要がありますが、図に表す都合上2次元にしました。労働基準をどのあたりで設定するか、労働時間で見た場合、1日の労働時間をたとえば残業も含めて10時間以上働けないようにするという事は労働時間の基準ラインを右に移動することを意味します。日本のように残業が野放しに近いような状態であれば、労働時間の基準ラインは左に移動し、こういうところまで働ける就業形態が広がります。それから失業問題につきましても同じようなことが言えます。派遣労働や有期雇用などの規制を厳しくしていくと、第3象限や第4象限の雇用形態は減って、上に押しあげられてきます。このように労働基準のラインをどこに設定するかによって、この第1象限から、第2、第3、第4象限に属する人の数は変わってまいります。(スライド16)。

第1象限のディーセント・ワークというのはILOが進める「人間らしいまともな働き方」ということなのですが、私はこれに近づけるように労働基準のラインを今よりも右方向かつ上方向に設定すべきと考えています。これに対して当然、予想されるのはそのようなことをしたら失業者が増えるのではないかという疑問です。私は、あえていえば、労働基準を明確にすることである程度の顕在的失業者が増えてもやむを得ないと考えております。その代わりに、政府がきちんと失業保障をすべきであるということなのです。私は「失業をする権利」、「失業する自由」ということを言いたいのです。このようなことを言うと、なんということ言うのだろうと感じられるかも知れませんが、特に、第3象限という、労働時間も長くて過労死のリスクもあって、しかも低賃金で不安定な働き方、このような雇用形態を増やして顕在的失業者を

減らすことよりも、こうした働き方を拒否する権利をきちんと保障することの方が重要ではないかと言いたいのです。

福祉国家は、完全雇用と社会保障という二本柱を前提とした社会なのですが、それはいわば、第3象限のような働き方を縮小して、失業した人にはきちんとした失業保障をするという理念に基づくものでした。これと対照的なのが構造改革論者が描く社会です。構造改革論者の雇用政策、つまり労働市場の構造改革というのは、規制緩和を行って第3象限の世界を拡大することで、顕在的失業者（日本では完全失業者）をそこに誘導し、完全失業率を低下させようというものです。現時点では構造改革論者の主張は表面的には下火になっていますが、依然として根強く残っています。現段階で福祉国家を展望した政策をどのように提起するかという大きな問題があるのですが、本日は触れることはできません。

## V 今日の雇用と働き方・働かせ方

### —— 「非正規雇用+過労死予備軍」依存型のビジネスモデルの形成

残り5分になりました。これまで非正規雇用は雇用と失業の中間形態、半失業ではないかと申しましたが、日本の産業ではこうした半失業にあたる非正規雇用を積極的に活用すると同時に、基幹的正社員には過労死のリスクが迫るような長時間過密労働を強いるというビジネスモデルができあがっていることにふれておきたいと思います。

これは（スライド17）、非正規雇用の業種別比率を見たものですが、特に、非正規雇用に依存する度合いの高い産業は、飲食店・宿泊業とか、卸売・小売業です。これは（スライド18）、産業別に見た非正規雇用の内部構成の比較なのですが、飲食店・宿泊業や卸売・小売業ではパート・アルバイトが特に高い。製造業と金融保険業では派遣社員の率が相対的には高い。それから医療・福祉分野ではパート比率が高い、情報通信は契約社員が高いというふうに、非正規雇用のうちどの形態を多く活用しているか、業種の特性によってその割合は違っています。

このグラフ（スライド19）は金融機関の従業員数の推移を表しています。1990年を100とした正社員数の変化ですが、特に都銀の減少ぶりがすごい。2008年には57.0にまで下がっています。正社員の減少分がさまざまな非正規雇用置き換えられています。

ある銀行A社の事務センターを例に取りましょう。事務センターの業務内容は、口座振替、投資信託事務、手形取立、公金事務などですが、A社ではこの業務全体を子会社α社に委託しています。α社の従業員数はA社から出向した社員も含めおよそ250人です。α社には派遣社員が千数百名働いており（うち8割は派遣パート）、実務の大半を担っている。この中には、A社が設立した派遣子会社β社からの派遣社員のほかに、系列外の複数の派遣会社の派遣社員も

含まれています。この事務センターは  $\alpha$  社が業務を請け負っているため、実質的にA社が大量の派遣社員を利用しているにもかかわらず名目上は派遣先企業とならず、派遣先としての責任も負わずにすむという仕組みになっています。

それから銀行の営業店舗を見ると（スライド 20）、正社員の他に派遣パートや契約社員が導入されています。正社員は収益に直結するリスク性の高い金融商品の営業を担当していますが、それ以外の後方事務などは派遣パートを使っています。また契約社員のなかで資格がある人はリスク性商品も扱っています。そういう労働者が正社員のまわりで働いていますと当然正社員にとっては相当きついプレッシャーになります。自分たちは正社員だから成果を上げなければいけないということで、先ほどもいいましたけれども、自ら進んで長時間労働に追い込むという状態になっているのではないかと思います。以上が「非正規雇用+過労死予備軍」依存型のビジネスモデルの具体例です。

この過労死予備軍についてごく簡単にふれておきましょう。近年、男性正社員のなかで週 60 時間以上働く人の割合は 2 割近くに増加しています。特に、20 代、30 代のところで長時間働く人が増えてきております（スライド 21）。週 60 時間働くということは、週休 2 日制としますと毎日 4 時間残業することです。4 時間残業をしたうえに通勤時間が加わるとどんな生活になるでしょうか。考えたらすぐお分かりかと思います。こうした働き方は当然のことながら過労死や過労自殺増加の要因になります。

これは（スライド 22、図 A）先ほどの雇用と働き方・働かせ方の座標軸（スライド 15）に今日の労働者の主要なモデルを配置したものです。上の方の点線で囲んだ部分は正社員です。下の方は非正規雇用のグループです。基幹的正社員は長時間働くようになって、次第に左方に移動をしてきているのです。非正規でも過労死になるリスクをかかえた働き方をしている人はいますので、左の方に形が広がってきている。規制緩和政策によって第 3 象限の働き方が広がると、正社員に対しては左方に移動させる圧力になります。正規雇用が減少し、非正規雇用が増える、つまり第 2 象限から第 3 象限に移行する人が増えると、正社員として残ることのできた人の働き方が劣化し、左方に移動する圧力が高まるという関係ができあがっています。

これに加えて新規学卒者や顕在的失業者の人たちが仕事を求めて待ちかまえています（スライド 23、図 B）。若い皆さん方、新規学卒者たちは、第 1 象限の人間らしい働き方ができる職につくことができれば良いのだけれども、なかなかそれが難しい。せめて、第 2 象限に入ることができればよい。それでもなければ、第 3 象限でもいいから、どうしても働こうとする。やむを得ず選んでしまいます。それから、今、失業をしている人たちも第 3 象限の世界に入っていくこうとする。こうして第 3 象限が広がってくるわけです。

こうした雇用と働き方・働かせ方をストップするには、繰り返しになりますが、労働基準を

きちんと整備することが肝心ではないかと思います。近年の格差論の中には正規雇用と非正規雇用との格差を強調する議論があります。正社員の解雇規制を緩めて流動化を促進し、あるいは彼らの賃金を減らして非正規にまわすことで格差を縮小すべきというように、労働者内部の調整で問題の解決を図ろうとする議論です。わたしはこうした格差論、単純な二分論には賛成できません。相対的に高所得の正規労働者も、不安定な細切れる雇用を強いられている低賃金・非正規雇用も、雇用と働き方・働かせ方の視点から見ると共に困難な状況に置かれている点に注目すべきです。両者は対立的関係ではなく、「メダルの表と裏の関係」にあることを強調しておきたいと思います。

『資本論』の中では就業者と失業者との間の協力ということを書いているのですが、今日、どのようにして、この協力を進めていくか、特に非正規雇用と正社員とのこの二分論をどう乗り越えるかということが課題となるでしょう。実際に反貧困ネットワークをはじめ、さまざまな新しいスタイルの運動が全国で取り組まれており、注目したいと思います。

## VI 今日の貧困（雇用と働き方の劣化、不安定化）への対抗

以上述べた雇用と働き方の劣化という現状にたいする対抗軸をどのように提起するかについて、最後にお話をして終りにしたいと思います。スライド 24（図 C）をご覧ください。まず、この第3象限の働き方を規制し、縮小する必要があります。たとえば、今、派遣法をどのように改正するかが議論になっておりますけれども、これをきちんとやらなければ駄目だと思います。その具体的中身は、今日は時間がないので触れません。また、有期の雇用に対する規制や最低賃金を引き上げていくことも大事な課題です

次に、新規学卒者や失業者が不安定な雇用につかなくても最低限の生活を維持できる措置、つまり第3象限への就労を拒否する自由、よりよい働き方を求める権利の保障をするための課題があります。具体的には雇用保険の拡大とか、生活給付付きの職業訓練、また要件にかなう人には生活保護の受給を促進することも必要です。

さらに、第1象限の雇用を増やすために、これも政府が言っておりますけれども、介護とか農林業とか、環境などの分野で雇用機会を増やす課題に取り組まなければなりません。ご承知のとおり、今日の介護分野は仕事がきついわりには低賃金のため離職率が高い業種です。これを転換して第1象限に近づけることが大切です。さらに新しい技術を活かした新産業の育成ももちろん必要ではないかと思います。こういっても、なかなか、すぐにはこれらの分野で働けない人たちがでてまいります。そうした人々を対象に、公的な就労事業、年配の方はご存知と思いますが、失業対策事業を再建する必要があるのではないのでしょうか。こうした施策を組み

合わせて、第3象限に就労しなくても済むような防波堤を築く必要があると思います。

最後は駆け足になって申し訳ありません。どうも、ご静聴ありがとうございました。

◇【司会】 どうも、ありがとうございました。たいへん具体的なデータに対応した分かりやすいお話で、しかも時間きっちりお話していただきまして、どうも、ありがとうございました。

今は4時15分ですけれども、このあと15分間の休憩を取りまして16時30分、4時半から再開いたします。再開したあと、2人のコメンテーター、福島利夫先生、宮寄晃臣先生のお2人に、おひとり15分でコメントをいただいて、そのあと、討論を進めていきたいと思います。それでは15分、休憩に入ります。

◇【司会】 それでは、再開したいと思います。先ほどの伍賀先生の基調報告講演を受けまして、本日、出席していただいていますコメンテーターのお2人、社会科学研究所員であり、本学の経済学部教授の宮寄先生、福島先生のお2人に、おひとり約15分ずつでコメントをいただき、その後、伍賀先生には、そのコメントへのリプライ、それからフロアからの質疑応答という順番で進めていきたいと思います。それでは、まず、宮寄先生にコメントをよろしく願います。

◆【宮寄】 はい。伍賀先生、どうも、ありがとうございました。非常に、興味深い報告で、刺激を受けた次第です。私は、本学の経済学部で経済原論と日本経済論を担当しております。

昨日、経済原論の授業がございまして、丁度、資本蓄積論を講義したところです。日本経済論についても関心が伍賀先生と近いところがありまして、若干、見方が違っていて、それで質問させていただきます。その違いから真実に接近するということも意義のあることだと思って、コメントさせていただきますと思っています。

皆さんのお手元にお配りしているのが、パワーポイントの配布資料で、全部で12枚のスライドから成っております。うち3枚が伍賀先生からいただいたレジュメに基づいて整理したものです。まず簡単に私のほうでも先生のご議論を確認させていただきたいと思います。

戦後から今日までの貧困論の推移を歴史的背景を交えて闡明化し、今日を失業と貧困の恒常化として捉えて、それが『資本論』への関心を喚起させているのだということを明らかにされております。『資本論』における失業と貧困の論議を明瞭に紹介されて、たぶん強調点は潜在的過剰人口の三つの存在形態、流動的形態、潜在的形態、停滞的形態に着目されているのではないかと思います。

そうしたところから『資本論』の生かし方として、資本蓄積進展に伴う失業、半失業の必然

性と貧困の不可避性を一体のものとして論じた『資本論』の視点は、今日においてこそ意味があるのではないかとお考えになられていると思われます。

近時、日本の非正規労働者の位置づけとしては、雇用と失業の中間形態にあり、その中には半失業者—これは見方を変えれば半就業者という形になりますけれども—といった状態にある層があって、彼らは相対的過剰人口の一翼を構成しているとするべきだというふうに主張されているのではないかとお考えられます。

また非正規雇用の増大によって正規雇用は過重労働に駆り立てられ、正規労働であってもディーセント・ワークにほど遠いものになっている。さらには正規雇用と非正規雇用が重なる部分に「名ばかり正規社員」といったものがありまして、そうしたことから正規雇用と非正規雇用との格差を強調する二元論というのは、今の実態にそぐわないのではないかと。こうした否定的な現状に対して、どういう対抗軸があるのかということで4点挙げられて、最後の結論の部分のところになるかと思われます。

こういった意味で理論的にも現実的にも非常に深い分析のうえで報告がされたと考えております。そういった中で私のほうから頂いたレジュメに沿って質問を4つ挙げておきました。

3ページのところなのですが、そこにグローバル経済化と規制緩和、構造改革政策を背景に失業と貧困が恒常化したと整理されています。このグローバル経済化、そして規制緩和、ことに労働市場の規制改革がどのように失業と貧困を恒常化させたのか、この3つの因果関係をどうやって捉えるべきか、お伺いしたいと思っております。

今、このスライド(後掲のスライド5)にかけてあるところですが、これはもうご承知のところだと思いますが、労働者派遣法が、1985年に制定されていたわけですがけれども、労働者派遣法が非常に大きな問題になったのは、99年の改正で、ここでそれまでのポジティブリストからネガティブリスト化されてしまいます。そして99年の7月の労働者派遣法の改正の経緯を考えていきますと、おそらく95年の日経連の「新時代の『日本的経営』」がその改正の指針を担っており、そこでは雇用ポートフォリオが展開されているわけです。ご存じだと思いますが、ここでは3つの雇用グループに分けている。長期蓄積能力活用型グループというのは企業の生命線を担う研究開発等を担う人材で、そういった人達については、長期で雇用する。真ん中にある高度専門能力活用型グループというのは、例えばプロジェクトを組んで、そのプロジェクトの間に雇用していく。ですからこれは、契約という形態が主になるのではないかと思います。下に出てくる雇用柔軟のグループというのは、誰でもできる定型的な作業、こうしたものは流動化していこうと、こういったポートフォリオを95年に出して、96年には政府規制の撤廃、規制緩和と要望というのを提出して、派遣法の自由化と有料職業紹介の規制撤廃を日経連は要望する

わけです。99年の2月に経済戦略会議、これは経済財政諮問会議の前身に当たるもので、このとき副司会をやっていたのが例の中谷巖氏で、中でもやはり雇用の流動化を答申しています。こうしたことを受けて99年の7月に労働者派遣法が改正されて、ネガティブリスト化され、派遣先がほぼ全面化される。さらには職業安定法の一部も改正されるという形になります。2000年になりますと、政府の総合規制改革会議で労働者派遣の拡大と職業紹介の自由化を提唱する。そうしたのを受けて2003年、小泉内閣のときですけれども、派遣先を製造業まで広げて、派遣期間も原則1年を3年に拡大するというようなことが、行われてきたわけです。

こういう経緯の中で雇用の流動化が図られたということなのですが、労働市場の規制というのは、もともと労働者を保護し、労使同権化を実現・維持する福祉国家的な枠組みだと、ひとまず考えることができますと、労働市場に対する規制改革というのは、福祉国家を否定し、解体するものとして位置づけることができるのではないかと。そうしますと、日本において福祉国家解体のインパクトはなにかというと、おそらくグローバル資本主義、アメリカ主導のグローバル資本主義が福祉国家の解体のインパクトだと考えられます。だとすると、グローバル経済化、先生のお言葉によりますとグローバル経済化によって、福祉国家を維持することができなくなって、労働市場の規制改革が進んで、その帰結として失業と貧困が恒常化したというふうにかんがえることができないか。つまり失業と貧困というのは福祉国家という枠組みを外されることによって、生じてしまったという位置づけ、そういった歴史的な位置づけとして考えることはできるのではないかと。この位置づけの成否をお伺いしたいと思っております。

ちょっと余計なことですが、ちなみに私はこの図（スライド7）にありますように、資本主義というのは、おそらく発展段階で考えますと—1917年以降は資本主義は社会主義への過渡期にはいったという宇野弘蔵先生の過渡期規定は東欧・ソ連の社会主義が崩壊して、もう継承することはできませんので、現代まで引っ張って段階規定を考えていますけれども—福祉国家段階がスタグフレーションによって解体期に入って、アメリカ主導のグローバル資本主義の中で福祉国家が否定されてきた。ところが2008年の9月15日のリーマンショックによってアメリカ主導のグローバル資本主義、それ自身も限界が画された、限界が知らされた。ですから、今というのは福祉国家にも戻れないし、新自由主義を選択することもできない。そういった非常に難しい岐路のなかにあるのではないかとというふうにかんがえております。

第2点なのですが、これは『資本論』解釈になりますので割愛していいと思っておりますけれども、やはり窮乏化法則—僕らはずっと窮乏化法則と習ってきたのですけれども—これは宇野先生の指摘そのままですけれども、固定資本の制約によって、その更新投資が日常的に行われているわけではないので、窮乏化法則というのは、考え直さないといけないのではないかと考えています。これは見解の相違という形になると思います。

資本の有機的構成の高度化、学生さんはもう授業で習われたかと思いますが、新しい生産効率をもった機械を導入するというような形でイメージしてもらえばいいと思いますが、それを現代で見ていきますと、例えば日本は一僕は 80 年代以降日本経済の輸出大国化が進んでいったと思うのですが、ME 技術革新を世界に先駆けて日本はうまく実現した。これは OECD の整理なのですが、日本では多くの企業訓練システムが内部労働市場の柔軟性を維持し、高水準の企業内労働移動を達成しえるようデザインされ、新たな失業者が抑制されていた。これは後でまたスライド 10 の図の方で紹介していきたいと思いますが、ME というのは、生産工程で考えますと NC 工作機械といったような、生産性の高い機械をどんどん入れていきますので、熟練労働を代替する、あるいは非熟練、半熟練労働を排除するという、人員削減効果というのを本来持っているはずなのですが、90 年代前半までは ME 化を日本はどんどん進めていながら、そこで失業問題が大きくクローズアップされることはなかった。それはどうしてかという ME 技術革新の先発性利益を世界市場において確保した。つまり ME 化で競争力をもった日本の製品がどんどん輸出されることによって、輸出増が生産増をもたらした、それが雇用の増加をもたらしたという関係にあるのではないかと。大平号声さんという方が 80 年代と 90 年代の産業連関表を使って計量分析をされているのですが、情報化投資で 1870 万人の雇用が削減されたのだけでも、生産の増加で 2512 万人の雇用が誘発されたということを言われているわけですが、本来 ME というのは人員削減効果をもっていたのですが、日本がそれを世界に先駆けて実現したことによって輸出を増やしていった、そのことによって人員削減効果が出なかったというふうに考えられます。

スライド 10 が一寸細かな字になって見にくくなって恐縮ですが、日本型経営で考えられることとして、長期雇用で OJT 等によって人員を育成していく、あるいはジョブローテーション等によって、職場をどんどん変えていき、多能工を作りだしていくことが可能であった。ですから、生産性の低くなったところは人材を生産性の高いところに移し直して、雇用を維持するという仕組みをもっていたわけです。しかしながらそれは、ここ（スライド 10）の真ん中の線ですけれども、ME を世界に先駆けて成功したことによって、競争優位が生まれて、輸出が拡大して生産が拡大して、そのことによって長期雇用を維持しえたという関係に立っているのではないかと。ところが ME が東アジア全体に展開される—これはもちろん日系企業の東アジアでの事業展開等がそのチャンネルになって進んでいることなのですが—、あるいは IT によって ME の効果が削減されるといった IT/グローバルイゼーションによって日本の競争力が低下したので、長期雇用が維持できなくなった。そういった中でさきほど現れた、雇用の流動化といった圧力が強まったのではないかと考えられます。

時間がきましたので、3 と 4 の問題の説明は、割愛させていただきたいと思います。

◇【司会】 どうもありがとうございました。それでは引き続き福島先生にコメントをいただきたいと思います。

◆【福島】 私は同じく社会科学研究所の所員で、経済学部にも所属しております福島です。日頃、担当しております科目は経済原論関係と経済統計学ということで、また今年は共編著で『格差社会の統計分析』という本を刊行いたしました。そういうこともありまして、貧困のことについて何かコメントをできるかと思っております。

コメントということで、このA3で一枚のプリントの形でお手元に行っているかと思っております。伍賀先生の報告の構成というのを、まず最初に簡単に挙げておきました。その上でいくつかの論点と書いておりますが、最初に貧困がなぜ登場してきたかということについて簡単に挙げておきました。まず背景といたしましては、80年代後半からの日本の大企業の本格的な多国籍企業への道の選択がある。国内での人件費、賃金など、その他のコスト削減を断行する方針に切り替えた。具体的には終身雇用制、また年功賃金制をよけいな経費であると。先ほど宮寄先生からもご紹介がありました日経連の、いわゆる「日本的経営の見直し」という路線です。その中でも1999年の労働者派遣法の改定、これが非常に大きい。生活保障の土台である安定した雇用と生活できる賃金という労働部面での所得分配、第一次分配が不安定になったことが貧困の根本的な原因であると考えております。

さらにそれだけではなく、次のC以降に書いておりますが、税・社会保障部面による所得再分配、第二次分配の制度設計がこれまでは失業と転職を基本としないモデルで行われてきたために、失業保険や生活保護などを含めて生活保障システムが全体として極めて不十分である。これで困難が増幅される。

D、2005年あたりから、こうした国民生活上の困難が当初は「格差社会」という社会問題として浮上し、次に2008年のあたりからは「貧困社会」として取り上げられるようになってきた。この中で『蟹工船』、小説ですね、それからさらには、『資本論』への関心も呼び起こされてきた。

Eといたしまして、2008年の世界恐慌の結果が、突然の大量「派遣切り」という形で処理されることに対して、年末からの「年越し派遣村」、これは先ほどご紹介がありましたけれども、霞ヶ関の官庁の前の日比谷公園で新しい運動が実現した。さらには8月の総選挙による自公政権の敗退、民主党連立政権樹立という社会改革の現実的な可能性が生まれている。以上のような貧困の広がりや深刻化の中で貧困の可視化、つまり見えるようになってきたということが進行したと考えられます。

貧困がなぜ登場したかということを前提にいたしまして、次の2以降に、まず貧困の概念に

ついてです。上記の2において貧困化論争についても述べられているが、貧困の概念についての整理が必要である。『資本論』でも貧困が抑圧、隷属、墮落、搾取と併記されている。現代における貧困の定義として、所得を基本としながらも所得以外の貧困も含めて取り上げることが提起されている。タウンゼントの相対的剥奪、センのケーパビリティ、潜在的能力、またヨーロッパなどで重視されている、社会的排除などである。貧困の予防、救済としても所得保障、現金給付だけでなく、社会サービス、現物給付が必要となっている。民主党の政策への評価についても、この視点は重要である。例えば子ども手当だけではなく、保育所増設が強調されねばならない。

次に右のほうにいきまして、『資本論』における貧困の対向論理として、変革主体形成としての労働者階級の組織と運動という視点と、一方における貧困と他方における発達、人間発達あるいは、全面発達の視点が紹介されていますが、これらについての現代的な展開が求められる。先ほどご紹介がありました、基礎経済科学研究所の『時代はまるで『資本論』』というのが、サブタイトルが「貧困と発達を問う全10講」となっておりまして、貧困と発達ということでセットにして紹介されているわけですが、この辺りのもう少し展開が必要だと考えております。

次に4番、富と貧困との視点です。貧困については富との対立で取り上げることが必要である。この点では日本よりもアメリカでの富裕層と貧困層の状態が極めてわかりやすい。これは、今回の金融危機の結末でも同様である。マイケル・ムーアの最新作である映画、これは、ちょうど月曜日に見に行っていました。一般公開としましては来年の1月9日からですが、先行上映がありまして、これはちょうど日比谷公園の近くにあります日比谷シャンテという映画館で今現在上映しております。日本語のタイトルは「キャピタリズム マネーは踊る」。しかし英語のタイトルはここに書いてありますように、“Capitalism: A Love Story”ということで、何に対するラブかと言いますと、お金に対するラブ、銀行などのトップによるラブです。ただし、自分のお金だけではなく、人のお金も自分のものにしたいというそういう意味でのラブコールなのです。この点はこの両者の対立の構図である。また日本では別の形でわかりやすくなっている。経団連の会長、現在は御手洗キャノン会長、その前は奥田トヨタ会長が「資本」の代表、「資本」の人格化した存在として大企業の利益をむき出しにした発言と行動を、「派遣切り」に関して、あるいは「サービス残業」に関しても行っているということがあります。

5番、失業、半失業と貧困との関係です。この二つの関係を切り離すことはできないという報告者の見解には賛成です。ただし、相対的過剰人口の現代的見解としてどう成立するのかについては、さらに説明が欲しいと書きましたけれども、これは6番のところでの座標軸を使った、4つの象限での説明で行われており、それが非常にわかりやすいのではないかと考えてお

ります。

正規雇用と非正規雇用との二元論が実態にそぐわないとの見方もそのとおりである。これは、どちらも長時間労働が非常に多いということがありますし、この2極の格差や対立が誤った対立として紹介されることもある。これも、資本あるいは企業との対立が基本であって、「勝ち組」というのは資本のことであって、正規雇用も非正規雇用もどちらもそういう意味では「負け組」であるという、そういう位置づけが必要かと考えます。

6番では2つの座標軸で、4象限を表現されている。これにつきましては、伍賀先生が別の論文で書かれているところでは、正社員の過労死、正社員も大変だという意味で、「もうひとつのワーキングプア」として紹介されていたことがあります。

7番としまして、失業の権利と失業の自由です。働く権利だけでなく、失業の権利を定義していることが重要である。現在の日本では「NOと言えない労働者」が、これは湯浅誠さんの表現ですが、作り出されている。つまりせっぱ詰まっただけの労働力の急迫販売である。これについてはさらに、いろいろな格差ということが問題になりましたけれども、失業についても格差があるという、そういう「失業格差」という面も積極的に打ち出していく必要があると思っております。

8番、労働法についてです。労働規制の必要性としまして、労働力という商品の売買は一般の取引とは違うから、法律の契約一般を取り扱う民法や商法とは違う労働法が存在する。商取引では対等の立場であるが、資本と賃労働との関係では、基本的に労働者側が弱い。それは、生産手段もまた生活手段としてのお金も所有していないからである。『資本論』では、工場法の成立、さらに法の番人としての工場監督官という、公務労働の大切さについての紹介をしております。

大学を含めての学校教育の中で、キャリア形成ということが近年よく強調されます。ただし、職業意識、技能習得、コミュニケーション能力養成だけではなくて、労働者としての権利教育や消費者としての権利教育も必要となっている。労働契約、労働法、労働組合についての基礎知識は重要である。

最後に、格差ということが現在のいろいろな形で貧困と同じく取り上げられていますけれども、そのあたりの整理も少し必要ではないか。労働面が一番出発点としてありますけれども、消費と貯蓄、それから、労働力の精神的な面としての教育、それから肉体的な面としての健康・医療、こういったことでも格差や貧困が非常に大きなテーマになっている。さらに世代的再生産として、結婚格差、あるいは出産・子育ての格差や貧困といったことも問題になっておりますし、また将来の見通しとしての希望、意欲なども、この延長線上で意識の問題としても取り上げられていることがあります。だいたい以上でコメントを終わります。

◇【司会】 ありがとうございます。それでは、ただいまのお2人のコメンテーターの発言を受けまして、基調報告いただいた伍賀先生に、それに対するリプライ、補足なども含めてございましたらご発言いただきたいと思います。その後、会場からの質疑応答という形で進めていきたいと思っています。それでは伍賀先生、再びよろしくお願ひいたします。

◆【伍賀】 どうも貴重なコメントをいただきましてありがとうございました。お2人の先生方にお礼を申し上げたいと思います。

まず宮寄先生のコメントでございますが、一つは失業と貧困の恒常化と、グローバル経済化と規制緩和、構造改革政策との関係をどう捉えるべきかという点でご質問いただきました。日経連の『新時代の「日本の経営」』をはじめ、具体的なご紹介もいただきたいへんありがとうございます。私は、今日の失業と貧困の背景について詳しく触れなかったのですが、次のように考えております。

第1に、日本経済の輸出主導型経済構造があります。これは1970年代初頭から、今日まで続く日本の経済構造の特徴ですが、これが企業の競争力強化を絶えず求めてくる。低価格競争ということです。輸出競争力を強化するために雇用面では雇用の弾力化・流動化を要求する。具体的には先ほどお話ししましたパートタイマーや派遣社員の増大であったりしたわけです。そのことを日経連は『新時代の「日本の経営」』の中で具体的に求めたわけでありまして。このような輸出主導型経済構造がグローバル経済化の下で一層強まってまいりました。しかも日本の巨大企業自身が多国籍企業として海外に展開し、たとえばアジアの工場で作った商品を日本に逆輸入するということを含めて、低価格競争を自ら促進してきました。以上が第1点です。

失業と貧困の第2の背景は産業の規制緩和についてです。アメリカの圧力を背景としながら日本の経済界と政府は産業の規制緩和を進めてまいりました。今日はお話ししなかったのですが、大規模小売店舗法（大店法）の廃止を始め、タクシーやトラックなど運送業界の規制緩和などが進められました。規制緩和推進論者は、そうすることが消費者の利益につながると主張しました。その背景には90年代半ばに顕著になった貿易摩擦による円高がありました。円高というのは輸出にとっては困難をもたらすが、他方で輸入にとってプラスである。もっと海外に門戸を開けば安い商品が入ってくるし、メリットがあるのにそれをしないのは規制があるからだ、ということで高コスト構造の是正を求めて、産業の規制緩和を進めました。

ちょっと横道にそれますが、私たちの中にひそんでいる消費至上主義と申しますか、消費の拡大を自己目的とする態度もこうした産業の規制緩和を支えた面もあったかと思ひます。金沢ではつい最近、初乗り運賃460円というタクシーが現れました。それはタクシー業界の規制緩和をすすめた結果、新規参入が容易になり、タクシー台数が大幅に増加するなかで、競争に勝

ち抜こうとするある業者の戦略なのです。低額運賃は利用する側からしますとプラスだと評価する人もいます。しかし、こうした低価格競争は、歩合給が大半のタクシードライバーの所得を切り下げ、雇用を不安定にし、また顧客を確保するために無理な運転をする結果、乗客の安全を脅かすことにもつながります。タクシー業界に限らず、社会全体でデフレ競争が繰り返されていますが、トータルで見た場合、このような競争は労働面における困難を倍加することになります。消費主体として見た場合、一見メリットをもたらすことが、労働主体としては働き方を劣化させることになるという矛盾した状態、つまり労働主体と消費主体との分断が起こっています。産業の規制緩和はこのようなことを促進しました。

失業と貧困をもたらしている第3の背景は公的分野の市場化、民営化です。1980年代半ばに国鉄や電電公社などの国営企業を民営化しJRやNTTが誕生しました。90年代から今日にかけて公的なさまざまなサービス、たとえば公立図書館とか、市営プールなどに指定管理者制度が持ち込まれ、運営が民営化されました。こうした分野で働く人たちはかつては公務員だったのですが、今では低賃金の有期雇用に置きかえられています。いわゆる官製ワーキングプアです。2000年から始まった介護保険制度もいうならば、公的分野の市場化の一環ですが、これによって介護報酬が抑制、切り下げられた結果、介護労働者の賃金が低下し、介護という仕事に意欲を持っているにもかかわらず働き続けることを困難にしています。

以上3点はいずれも雇用と働き方の劣化を進める圧力となりました。私が先ほどの報告で申しましたような「過労死予備軍+非正規雇用依存型ビジネスモデル」を生み出す要因となりました。労働法制というのは本来、このような圧力から労働者を守るべき役割を負っているのですが、この労働法制についても規制緩和が行われました。本来防波堤として機能するはずの労働保護ルール、これに穴をあけたのが労働分野の規制緩和です。以上が、宮崎先生の第1のご質問に対するさしあたりの解答であります。

それから第2のご質問は福祉国家に関する問題でした。今日の失業と貧困は福祉国家という枠組みの解体によって生じたのではないかという点のご指摘がございました。現段階の状況認識は私も共通しています。福祉国家をどう理解するかということはたいへん大きな問題です。日本も1950年代の終わり頃から60年代初頭まで、福祉国家を目指そうという流れもあったかと思うのです。福祉国家の二大支柱は先ほども申しましたが、完全雇用と社会保障制度でした。ところが当時の福祉国家構想は他方で軍事国家的側面と結合していたために、当時の労働運動の側は福祉国家構想に対しましてかなり批判的な対応を取ったかと思います。さきほど触れましたが、1965年の雇用審議会の答申第7号に盛り込まれた社外工や臨時工に対する改善策の提起は当時の福祉国家的施策の最後の片鱗を示すものではなかったかと思います。雇用と失業の中間の不安定な就労形態を除去して、正社員（常用労働者）を増やし、もう一方は失業者とし

て失業期間中の生活を保障していく、つまり雇用と失業の区分をはっきりさせるというのが福祉国家の雇用・失業政策ではなかったかと思うのです。

今日では新自由主義には戻れないし、福祉国家にも戻れないという状況にあるとのコメントをいただきましたが、私はまだ具体的にどうするかということは何とも提起しようがないのですが、今の段階でもう一度新しいタイプの福祉国家ということを構想しても良いのではないかと考えております。すでに渡辺治さんとか、後藤道夫さんなどはそういう論陣を張っておられますが、私はこれらの方々の研究成果も学びながら考えてまいりたいと思っています。

第3点目のご質問はME化に関するものでした。資本の有機的構成の高度化という問題との関連で、ご質問がございました。確かに日本はご指摘の通り世界に先駆けてME化を進め産業ロボットを導入しました。70年代の終わりから80年代にかけて、世界に対する輸出競争力を増してきた結果、雇用の減少にはつながらなかったという面があったかと思えます。その点は宮寄先生のご指摘の通りかと思えます。ME化やIT化が東アジア全体に、さらにグローバルに展開されるなかで日本の競争力が失われていくと、輸出主導型経済の見通しが厳しくなるというご指摘につきましてもそうだろうと思えます。そういう状況になって参りますと、資本の有機的構成高度化によって雇用の絶対的減少をもたらす力がだんだん強まるのではないかという、そのような恐れも感じるわけです。

日本の産業構造はサービス経済化にかなり特化しつつあります。この点については、福島先生が最近翻訳されましたスウェーデン中央統計局著『スウェーデンの女性と男性』（ノルディック出版）という本の中で大変興味深いことが指摘されています。スウェーデンと日本を対比した場合、スウェーデンの場合は公的な分野における就労が多いのに対し、日本は、社会的なソーシャルワークという職業や、教育や福祉など公的な分野の雇用が少なく、反対に卸売・小売業とか飲食店のような部門の雇用が多い。これは、アメリカ、イギリス、日本に特徴的な産業構造なのですが、そうしたサービス経済化に雇用の場を求めて行くという流れは、資本の有機的構成の高度化という生産場面における雇用の縮減の圧力を結果的に回避するやり方であったのかという気もしています。この辺は私の思いつきなので、あまり自信をもって言うわけにいきませんが、そんな感じがしております。

福島先生からは質問だけでなくたくさんのコメントをいただきました。まず、貧困の概念についてしっかり定義しないとダメではないかというご指摘であったと思えます。私の報告は資本論の引用が中心で、私自身貧困をどう考えるかということ具体的に提起しませんでした。もっぱら雇用と失業に関わって述べただけなのですが、あえて、私の貧困の概念を言えといわれたら、かなり一般的なのですが、物質的にも文化的にも、精神的にも、人間としての尊厳が奪われている状態が貧困ではないかととりあえずお答えしておきたいと思えます。失業もその

一つであります。先ほど「失業する自由」とか、「失業する権利」ということを申しましたが、これは働けない状態に長期にわたってとどめるべきという主張ではありません。不安定な就労を強制されない権利の確保という意味で使ったのです。したがって失業状態に長期にわたって留め置かれているということは人間としての尊厳を奪われていることだと思うのです。

日本国憲法の「勤労の権利」というのは、人間の尊厳の一つとして働く権利を認めていたのではないかと考えているわけです。貧困現象はそうした人間の尊厳を奪うさまざまな具体的事象ではないかと思います。

2点目は貧困化の論理と発達論について、もっと具体的に展開せよということでした。これは私に寄せられた質問なのか、基礎経済科学研究所への注文なのか、わかりませんが。確かにおっしゃる通り、資本蓄積過程は労働者の貧困化を促進すると同時に、人間発達の可能性をもたらしているということを言うだけでは不十分で具体的にどのような形でそれが展開するのかなんかということを考察しなければならない。このご指摘はそのとおりです。私自身のこれからの課題としておきたいと思います。

ご質問としてはこれだけだったでしょうか。さしあたり、以上にしておきたいと思います。

◇【司会】 どうもありがとうございます。それでは今のリプライに対してもまたコメントーターのお2人からご発言があるかと思いますが、ここからはコメントーターも、フロアでこれまでお聞きになってきた皆さんと同じ平場での討論に移りたいと思いますので、フロアからこれまでのお話、基調報告を頂いた佐賀先生と、あとコメントーターのお2人、いずれに対しても結構ですので、ご質問あるいは、それぞれご意見、このテーマに関して報告者、コメントーターに対するご意見がありましたらどなたでもご発言を受けたいと思います。どうぞ、ご遠慮なく挙手いただきたいと思います。

◆【町田】 すみません、主催者なのに発言しまして。学生の皆さんから見ると、失業の自由というのがピンとこないと思うのです。私は財政が専門で、労働問題が専門ではないのですが、私はドイツと日本の財政再建とを比較したときに、ドイツの失業保護について勉強しました。まず日本より長い失業保険期間があります。失業保険期間に仕事がないと、次に税金で賦っている失業扶助を仕事が見つかるまでもらえるわけです。そのときに「仕事がある」とは、何を言うのか。石原都知事は「若者は生活保護をもらって、仕事を紹介しても『あんな仕事はやりたくない』とわがままを言っている」という。石原知事は若者を批判するわけです。ドイツの場合に「仕事を断ったら失業保険はもらえません」と言うとき、「仕事がある」という意味は、失業する前に勤めていた給料の8割以下の仕事は断ってよい、とか、ホワイトカラーだったの

に急にブルーカラーの仕事だったら断ってよいという意味で、その仕事を断ったら失業保険はもらえないということではないのです。

失業扶助になるともう少し厳しくなって、最後にもらった給料の7割以下の仕事だったら断ってよいけれど、それ以上の仕事は断ってはいけない。つまり「仕事をする」というときに、日本の場合は失業保険が切れてしまったら先ほどの急迫販売と出ていましたが、どれほど安い給料でも勤めなくてはならない。それに対してヨーロッパの、主に大陸諸国の場合は失業保険とか失業扶助を受けるときに、どんなに安い給料の仕事でも就けということではなく、自分の従来の生活から極端に悪くなるような仕事は断ってよいという制度として失業保障制度があるわけです。

これが多分、伍賀先生のおっしゃるいわゆる失業の自由、つまり、どんなに安い給料で、どんなに今までの経験が生かせない仕事でも就けということを強制されないという。これは日本で見ると実感が湧きませんが、ヨーロッパ大陸諸国ではやっているわけです。ただ、財政再建で、失業保険財政とかが苦しくなってきたものですから、前は8割だったのが7割とかというように、少しずつ条件としては下げられていますが、どんなに安い給料でも、仕事に就くことが義務だとはなっていない。

仕事があるという意味は、生活を維持するということとリンクしているのだと、そう言う制度があって、失業の自由というのはヨーロッパの大陸諸国では具体的に制度化されているということなのです。それは日本では失業保険が切れてしまったら何が何でも勤めなくちゃならないと、追い込められているという、その違いが多分この仕事と貧困との繋がりが日本は強すぎると言うことの1つの要因じゃないことと思いますので、質問というのではなくてたまたま私が対象にしているドイツではそうやっているよと言う紹介しました。以上です。

◇【司会】 ありがとうございます。補足的な発言ということで、ありがとうございました。今のは質問と言うよりも補足的なご発言でしたけれども、それでも報告者の伍賀先生のほうから応答はあるかとは思いますが、2、3名の方のご発言、ご質問あれば、まとめて応答というふうにしていきたいと思っておりますので、もしあれば。では、こちらの方。

◆【黒沢】 経営学部3年（当時）の学部生の黒沢と申します。本日は発表を拝聴させていただきまして、たいへん見やすい資料をご用意いただき、学生の立場からしてはたいへん分かりやすかったです。ありがとうございます。2点ほど質問がございます。

まず伍賀先生にうかがいたいのですが、貧困論の戦後史ということで戦後の、要するにマルクス主義の隆盛と貧困の論争についてのお話がありました。先生におかれまして戦後のア

カデミズムにおけるマルクス主義の隆盛というものが現代においていかなる意義を持っているか。たとえば、論争と貧困問題に関する関連とか、そう言うことに対して先生がいかにお考えになっているかと言うこと。もう1点は、コメンテーターの福島先生、どちらかと言うと全員にうかがいたいことなのですけれども、今日において資本という言葉の定義をはっきりした方がよいのではないかなと僕は学生の立場から印象を受けました。と言うのも、マルクスが『資本論』を書いた19世紀の資本主義と言うのは、イギリスにおいては少数の資本化に多数の労働者が搾取されるという図式でしたけれども、たとえば戦後ですと、日本の株式会社によくあるように、社員に株を買わせるとかということをやりましたから、そうすると労働者は同時に資本であることにもなりかねないと言うことで、いささか暴論ではありますけれども、その線引きをどうするかというのは結構重要な問題ではないかなと私は考えました。以上2点、よろしくお願いたします。

◇【司会】 はい、ありがとうございます。それではそちらの方までご質問受けつけて一旦応答いただきたいと。

◆【村上】 宮崎先生からコメントがあったところなのですが、資本の有機的構成の高度化による相対的過剰人口の創出。それによる窮乏化論に対しては、非常に難しいところ、固定資本による更新投資への制約ということで、その説明あまりなかったので学生諸君何のことかと思っただろうと思うのですが。要するに、高度な高い生産設備はそんなに簡単に更新できないから、それによって合理化された余剰人員を簡単には首切りできないと言うことです、制約というのは。実際には、資本主義と言うのはこの制約を打破して、雇用形態の多様化ということをやってきたと言うことです。

ここから伍賀先生への質問です。景気の変動に対応した相対的過剰人口のプールを、この多様化によって自由に使えるようになったということになると思うのですが、福島先生の7、8、9に関わるところなのですが、実際は言外に私の質問も含まれていると思うのですが、その前提としては雇用形態の多様化に対して雇用形態の多様化の前提としては、労働者の方の無抵抗というか、それを資本の方が自由にできると言うことが前提になっているのではないかと思うのです。それで福島先生の7、8、9になりますと、要するに労働者の抵抗のこと、問題が実はあるのだろうということが、言外に含まれていると思うのです。

先生のこの全体の流れの中で、そういう労働者自身の問題というのは最後のスライド23の、第3象限への就労を拒否する自由という、そのところに含まれていると言うふうに考えてよろしいかどうか、そのところちょっとおうかがいしたい。

◇【司会】 はい、それでは一旦ここで区切らせていただいて、今の3人の方の質問、主に質問はお2人の方から頂きましたけれども、まず、伍賀先生から、今のフロアからの発言に対してリプライ頂きたいと思います。

◆【伍賀】 黒沢さん、どうもありがとうございました。戦後の貧困化論争は、マルクス主義が華やかかなりしころの論争だったのですが、現在においてマルクス主義の隆盛をどう理解するのかという問題提起でした。それは今日的にマルクスをどう読むかということにも繋がるかと思うのですが、すごく大きな問題で、このような質問が出るとは思っていませんでした。これは宮崎先生や福島先生といっしょに議論しなくなる問題かと思っています。私は、今日、申し上げました失業の理解とか、雇用と失業との関連を理解する場合に、『資本論』で展開されている論理は今も有効であると考えております。現代の失業問題、特に不安定就業の問題を考える際に、過剰人口論の論理が最も適格的ではないかとの思いを強くしています。また本日は詳しく展開できなかったのですが、今日の労働のあり方、働き方・働かせ方をどう規制するかと言う問題などトータルに捉える場合には、『資本論』の論理というのは意味があると考えています。この点についてはもう少し別の機会にまた私の考えを述べたいと思っております。

それから、村上先生から雇用形態の多様化が進んだ前提には、労働者の無抵抗があるのではないかと言うご指摘がございました。それから、結論部分で申しました第3象限の世界（スライド23）への就労を拒否する自由という所に労働者の抵抗の問題が含まれているのかというご質問をいただきました。

第3象限への就労拒否に関連して町田先生から、ドイツの実態、失業給付および失業扶助の現状についてご説明をいただきました。こうしたドイツのような制度を作るについては、国家責任として失業者の生活を保障すべきという考えが社会的合意となりました。これに対して日本の場合、失業者に対して社会の責任で生活保障を図るという福祉国家の理念はこれまで定着しませんでした。大企業に職を得ることができた人は長時間労働と引き換えに企業によって生活が保障されたわけです。このような生活保障は日経連の「新時代の『日本の経営』」に見られるとおり転換していく。また当初より企業による生活保障を期待できない非正規雇用の人々が大量につくり出されていきました。このような人たちは国家による生活保障もなかったわけです。それゆえ繰り返しますが、第3象限の不安定な職であってもノーと言わずに引き受けて働こうとする。

第3象限の就労を拒否する自由が必要だと、言うのは簡単なのです。具体的にどうやってそれを実現するか。具体的に失業保険、雇用保険制度をどのように変えていくのか、あるいは生活保護の適用をどう改善するかということを総合的に検討し、実現に向けた運動を準備しな

ればならない。例えば日本でも最近、生活保護に対する申請の運動が広がっておりますし、また失業給付の適用範囲の拡大や給付日数の増加に対する要求も広がっております。そうしたことに對する社会的なサポートが必要ではないかと思ひます。ただそれをすすめていくためには、私達の中にある弱点、連帯を回避するというか、お互いに分断する発想を乗り越えることが大切だと思ひます。大企業の正社員は非正規の人たちのことに無関心であったり、他方、非正規労働者は正社員にたいして反発をするというような弱点の克服です。村上先生がおっしゃいました点ですが、やはり労働者の中の連帯がなければ福祉国家的方向への轉換は實現できないのではないかと考へております。とりあへず以上です。

◇【司会】 それでは資本の定義というような質問もありましたので、福島先生が資本の人格化した存在としての財界人の発言というようなことに言及されていたこともありますので福島先生に續けてコメント頂きたいと思ひます。

◆【福島】 「資本」の前に、マルクス主義の隆盛の方について少しお話しさせて頂きたいと思ひます。

『資本論』も含めて少し関心が高まっているということですが、これは出発点としては人類の解放と申しますか、正確には人類の貧困と抑圧からの解放という、ある意味、人類の昔からの夢や希望というものから出発して、それを具体的に實現するのはどういふものであるかというようなことです。そして、その基礎としてのマルクス主義とおっしゃいましたけれども、これも経済学だけの体系で成り立っているわけではなくて、当時のイギリスの経済学、ドイツのヘーゲルを中心とした哲学、そしてフランスの社会主義思想など、そういった当時の学問のいろいろな意味での到達点を総合した形でマルクス主義というのが作り出されたと考へております。『資本論』もその上で書かれている。今、申し上げた3つの学問分野だけでなく、いろいろな文学からの引用も『資本論』の中に出ていますけれども、そういうことも含めて『資本論』、あるいはマルクスがいろいろ書いたものの全体が、ひとつの文化遺産としての意味も私はあると思ひております。その件についてはそのぐらいにしておきまして、そして次は「資本」の定義です。

「資本」の定義につきましては、まず経済学から離れて一般的な意味での「資本」といふ言葉がどういふふうに使われているか。おそらく国語辞典を引くと「元手」といふふうな表現、何か、ここからは種をまいていくというそういうイメージで、「元手」といふのが「資本」として使われていると思ひます。経済学で言った場合には、そういう意味ももちろんありますけれども、一番目に付きやすい表面的な形では、「資本」といへばお金、貨幣である。まず誰でも思

いくつかあります。しかしただ単に貨幣として存在しているということだけでなく、こうなっております。それこそ経済原論の授業のような話になりかねないのですけれども。貨幣で労働力と生産手段、機械や原材料を購入して、それが生産過程に来ましたら今度は生産という形をとった「資本」になり、そしてそれがそこから商品を生み出す。そうすると商品という形を取った「資本」になるといったように、その「資本」自身がどんどん形を変えていき、変えていく中で、その価値自体を大きく増やしていくという、そういう運動するもの、そして価値を増やしていくものというのがひとつのイメージとしての「資本」であるわけです。

そのうえで次の資本対賃労働という生産関係、あるいは階級関係というのがおそらく問題にされているのだらうと思っているのです。具体的には先ほど社員に株を買わせて、株主になったら、それも資本家ではないかということでした。こういう議論は比較的昔からありまして、大衆株主と申しますか、株主民主主義といいますか、そういう議論は昔からありました。しかし株主といっても、一株株主という運動もありますけれども、全体の株の中での支配的な部分を誰が占めるかということで資本家ということを考えることができます。そういうような零細な株主を増やすのもひとつの資本の支配する方法として作り出されたというふうに考えております。ですから基本的には構図としては、それほど大きく変わっていないということです。それと、先ほど申し上げた経団連の会長というのが日本では資本家全体を代表している。そういう位置と役割を自覚した行動を現実に行っているし、外から見てみかにも悪人の代表のような感じも時には受けるという、そういう、まさしく横綱のような位置で本人も自覚して行動しているのが非常に分かりやすい。そういう意味で「資本」の人格化という表現を使いました。以上です。

◇【司会】 では今の点について、続きまして宮寄先生から。

◆【宮寄】 とても大学3年生の質問とは思えない非常に難しい問題が黒沢さんから出されていたのですが、おそらくそれは資本概念だけではなくて経済学体系をどうつくるかということに通底する問題だと思うのです。つまり、19世紀の後半に書かれた『資本論』で今の資本概念が解けるかというご質問だと思うのです。それは『資本論』をどう位置づけるかということから考えないといけないのではないかと思います。『資本論』は19世紀の経済学、19世紀のイギリスの資本主義を分析したものなのか？と考えてよいかというと、そうではないと考えています。資本主義というのは現実には時と場所によって様々な形をとるわけです。けれども、その中でその違いを違いとして明らかにするためには、純粋な鏡が必要なわけで、そこでいわゆる純粋に経済過程だけで社会が成り立つような状況を想定して—いわゆるそれは純粋資本主

義という言い方をし、またそれはあくまでもひとつのモデルだと言い切って良いと思うのですが、—、その中でその経済の仕組みを明らかにするという位置づけがおそらく『資本論』の活かし方だろうと思うのです。

だから、あれは19世紀の資本概念で古いというのではなくて、おそらく資本の基本概念、今福島先生が言われましたけれど、簡単に言えば資本というのは流通形態であって、お金を投じるところから始まるわけです。例えばそれで商品を購入して、それを販売して、その価格差を利益として得るといふようなところから資本の形態というのがあって、それが自立しえないのであって、自立するようになったのが労働力を商品として購入して、商品による商品の生産が行われていく、というなかで資本主義の経済システムができたわけです。ですからあくまでも『資本論』の資本概念を使うとすれば、原理的な規定として焼きなおして使わなければならない。現実には資本主義が発展していきますと、例えば、お金を投資する際、その投資をするお金をどう集めるかというところで株式を考案したり、あるいは株式だけではなくて、エンジェルを募ってお金を集めるとか、時と場所によっていろいろな形があるので、それはあくまでも『資本論』の資本の原理的な規定を基底に据えて、株式資本だとかベンチャーキャピタル等の各々歴史的な規定性をそこに付与して、現在をとらえるというふうに私たちはオールドながらに考えています。

また、村上先生からのご説明に乗りかかって補足しておきたいと思います。労働力の商品化、これは、資本主義にとって非常に重要な概念だと思っています。本来、人間の身体と離れてあり得ない労働力が商品となっている。ここにおそらく資本主義経済の基本矛盾というのがあるわけです。労働力というのは資本家によって作れないわけです。人間の身体を離れてあり得ないわけですから。そうすると例えば景気がよくなって、どんどん生産が増えていくと、労働者をどんどん雇っていきこうとするのだけれども、基本的には労働人口によってその供給が制限されているから、賃金がどんどん上がって行って投資をすればするほど、得られる剰余価値が少なくなってしまう。これが資本の絶対的過剰です。それを資本主義はどう克服するかというと、新しい生産能力のある機械を購入して、資本の有機的構成を高度化し、今まで5人でやった仕事を2人とか3人に減らす。そうすると相対的過剰人口が形成され、資本主義は相対的に過剰人口を作ることができるわけです。これが不断にできるようだったら、資本主義は基本矛盾を解決しうることになるわけです。ところが、例えば10年かけないと償却できない機械を購入し、それを3年で捨てて新しい機械を入れるかという、それは、資金の手当てでもできないし、そのようなことはできないわけです。だから、相対的過剰人口をつくり出して労働商品化の矛盾を処理したとしても、それはあくまでも一時的な、あるいは相対的な解決でしかない。窮乏化法

則を認めてしまうと、逆にいうと資本主義は万能になってしまう。そうではなくて、やはり本来、人間の身体を離れてあり得ない労働力というのは、資本をもってしても絶対つくれない。ただ、それを新しい機械を入れて、相対的過剰人口を形成することによって新しい供給源を相対的に作り出すことができるから、相対的に解決できるというふうに、僕は考えたほうがいいのではないかと考えています。その資本の有機的構成を高めるといっても不断にできない。だからそこに資本主義の矛盾はいつまでも残るというふうにぼくは考えております。以上です。

◇【司会】 どうも、ありがとうございました。時間が迫っているのですが、あと1名ほどの方から、ご質問・ご発言をお受けできるかとおもいます。はい、そちらの方。先ほど申し遅れましたが、ご発言の前には、お名前、ご所属等をお願いいたします。

◆【内田】 名誉教授の内田弘といいます。3人の先生方、お話ありがとうございます。司会者、ご苦勞様。

グローバル経済化は1973年のオイルショック、それから第2次オイルショックで欧米はスタグフレーションに入ります。宮崎さんがおっしゃったような福祉国家が解体していく、危機に見舞われる。そのあと78年に中国が世界市場に参加するようになって、改革開放です。さらにその後85年にプラザ会議があって、ドル安で構わない、円高で行こうという合意させられたわけです。それと相前後して、アメリカの政府は日本の政府に、経済の構造改革をなさいと、リコメンデーション、勧告です、要望書というように翻訳されているわけですが、勧告です、命令調の言葉を使っているわけです。それに対して、ひたひたと中曽根から小泉まで一連の構造改革をやってきたわけです。その中に当然、派遣法、これは奇しくも85年です。プラザ会議と派遣法の制定が、私は連動しているのではないかと、先ほどの宮崎さんのお話とつながって。そういう文脈で考えると、金融市場での動きで加速したのかも知れませんが、もともと世界資本主義全体の構造変化の中で、労働市場が極めて悪化してきているというふうには見たいと思うのです。ですから日米同盟という言葉が最近、盛んに言われますけれども、これ決して、軍事同盟だけではない、経済同盟でもある、セットになっているわけです。日米経済安保という側面が強く、特に60年安保から出てきたと思うのです。その延長上に今日があると私は見ているわけです。

そういう意味で日本の国の形という言葉があるのですが、私たちの日本を国際関係の中でどのように位置づけるのか、どう再編成させるのか、こういう課題の中で世界市場化した労働市場を位置づける必要があるのではと思うのです。

ここからたいへん大きな話で、そんなこと無理だとなるかも知れませんが、東アジア共

同体というアイディアは戦前からあったわけですが、今日また浮上してきた。そのときに、この東アジア版のILOと言いますか、こういう労働協約を東アジアの国々の間で結んでいく方向を労働界あるいは学界、産業界あるいは官僚、こうした人々と力を合わせて、できるだけ、なだらかな、しかし納得のいくような労働条件を国際的な整備と言いますか、そういう方向で解決しないと、日本の国内における労働市場問題だけでは、枠だけではうまくいかないのではないかと。つまり資本が国際的に移動するだけでなく、労働力も国際移動していると。これは労働者が日本に来るとした場合と、それから資本が中国やその他の国に行くと結果的には、労働の国際移動、労働力の国際移動と同じような結果になると、こういう状況になっていると思うのです。ですから国際資本のなかで労働条件を徐々に整備していくような、そういう発想と実際的な動き、これが必要と思うのです。特に報告者の伍賀先生に、その考えについてお聞きしたいと思います。

◇【司会】 では伍賀先生に今のご質問に対して宜しくお願いします。

◆【伍賀】 どうもありがとうございました。私、今日の話の中ではその点が抜けておりました。日本の過剰人口のプールが日本国内のみならずアジアの国まで広がっているということについて、本当は言及すべきでした。内田先生にご指摘いただき、どうもありがとうございました。

日本の労働条件が低下し、賃金も下がり、雇用が不安定化した背景には、特にアジアの国々からの過剰人口の流入があると思います。例えば具体的には中国やその他の国から来る研修生などの問題があります。さきほどの報告でそれに触れなかったのは、不十分でした。研修生の場合、労働者ではないという理由で、最低賃金以下、例えば時間給300円の研修手当で働かされたというケースがあります。労働基準監督署もそういうことを知っていながら、研修生は労働者でないというふうな位置づけをされている関係上、手が出ないという状況があるわけです。もちろん実習生になりますとそれは変わってくるのですが、従って労働市場とか雇用については、国際的な視野で捉えるべきというのはおっしゃる通りです。

労働基準ということにつきまして本日は日本国内に限定して話をしたのですが、先生のご指摘の通り国際的な労働基準の整備でなければならないと思います。海外からの安い労働力供給の圧力は絶えずありますし、しかも日本企業は海外展開をし、そこで作った安い製品を日本に逆輸入しています。先生はアジア版のILOとおっしゃったのですが、あえてアジア版とされたのは何か意味があるのでしょうか。現在のILOの条約をきちっとアジア諸国が批准する、もちろん日本も率先してILO条約を批准すべきでしょう。労働市場の整備に関して、EUではいろ

いろな指令（法律）を作っています。例えば派遣労働に関するEU指令（2008年）では、派遣社員と派遣先の労働者との均等待遇ということを明記しております。ILO パート条約でも均等待遇ということを盛り込んでおり、日本は早く批准しなければならないと思いますが、それには先ほど村上先生もおっしゃったように労働者の運動とも関係してくるかと思えます。ありがとうございました。

◇【司会】 まだまだ議論を続けたいところではございますが、時間が予定より過ぎております。最後に司会者の立場から、まとめという程ではありませんけれども、発言させて頂くならば、今の質疑応答の中で討論の中で印象的であったのが、村上さんの方からこのような雇用、貧困を巡る状況を作り出した前提としての労働者の抵抗の弱さというご発言がありました。そしてその前に学生の黒沢さんの方から日本における日本の大学アカデミズムにおけるマルクス主義の隆盛ということの意義ということの質問がありました。これを私なりに考えると、日本においてかくもアカデミズムの世界において労働者の解放を唱えるマルクス主義が、少なくともかつてはかように強かったにも関わらず、何ゆえ日本の労働運動はかようまで、かように弱いのかという問いとして成立するかと思えます。それは私、全くもって自己紹介を忘れていたのですが、私のような労働問題、特に労使関係などを研究しているものにつきつけられた問いかというふうに思えます。今日の伍賀先生のご報告というのはまさに具体的な、まさに現実の労働問題、労働者状態をいま一度、マルクスないしは『資本論』の論理と結びつけるところから議論していくという出発点として、そうした問いに、まさに今日的な問いに答えていく非常に有益な重要な基調報告であり、またコメンテーターのお2方の討論であったというふうに考えております。

今日は長い時間、お忙しい中わざわざ専修大学に来て頂き、貴重なお話しを頂いた伍賀先生本当にどうもありがとうございました。また、コメンテーターの福島先生、宮寄先生、本当にありがとうございました。皆さんも本当にご参加、たくさんのご参加頂き、ありがとうございました。今日は今年の社会科研究所の60周年記念企画はこれにて終了いたしますけれども、今後も公開、社会科研究所としてこの公開の企画、しばしば行って参りますので是非今後ともご参加ご協力を宜しく願いいたします。それではこれにて閉会と致します。ありがとうございました。

専修大学社会科学研究所創立60周年記念シンポジウム

「今、なぜ『資本論』なのか」

## 今日の貧困と『資本論』

伍賀 一道（金沢大学）

### I なぜいま貧困が社会問題となったのか

○男性、若年層へのワーキングプアの広がり

ワーキングプアが女性（主婦）にとどまっていた限りでは社会問題とはならなかった

○正社員のなかの貧困層（「名ばかり正社員」、「周辺的正社員」）

他方で、フルタイム型（自立型）非正規雇用の増加

○声を上げ始めた当事者、支援の運動の広がり、「派遣村」の衝撃

### II 貧困論の戦後史

(1) 第2次大戦後の国民的飢餓状態

(2) 「貧困化論争」—— 1950年代～60年代

○日本生産性本部の設立（1955年） 「生産性向上運動」

○「貧困化論争」（資本主義のもとでの貧困の不可避性をめぐる論争）

生産性向上・経済成長は貧困を解決するか？

- ・実質賃金低下説
- ・生活水準低下説
- ・「労働力の価値以下への賃金の低下」説
- ・資本賃労働関係拡大説

「貧困化の本質」：資本蓄積の進展にともなう資本による労働者に対する搾取関係

そのものの再生産あるいは支配・隷属関係の拡大・深化。

資本賃労働関係に包摂され、そのもとで翻弄される労働者の増加、その状態の悪化。資本主義の発展とともに、ますます労働者状態が悪化するという意味ではない。

\* 貧困化論争では、「剰余価値法則」、「資本主義的蓄積の一般法則」を中心に『資本論』理解をめぐる議論が活発に行われた（井村 1958、金子 1963、高木 1973）。

## (2) 貧困論の変遷、後退 —— 1960年代半ば～1990年代

### ① 高度成長期における貧困観の変遷

○1960年代前半まで

『現代日本の底辺』（三一書房、1960年）

浮浪者、バタヤ、行商人、露天商、家庭内職、日雇労働者、水上生活者、店員、働く子どもたち、社外工、臨時工、女中、かみかぜ運転手、下層セールスマン、家内工業の労働者、川口の鋳物工、炭鉱労働者、ドサ廻りの売薬人

○1960年代 実質賃金、消費水準の向上

○「古典的貧困」（賃金水準、労働条件、失業問題など「所得水準と一義的な関係をもつ貧困現象」）から「現代的貧困」（公害、都市問題）への関心の移動（宮本 1976）

### ② 不安定就業への注目、それへの批判 —— 1970年代～90年代

○江口英一氏や加藤佑治氏らによる低所得層（不安定就業階層）に関する実証研究の蓄積（江口 1979・1980、加藤 1991）

○他方、「就業形態の多様化」、「働き方の選択肢の拡大」という主張

「パートや派遣社員など彼らの多くはフルタイムの正社員になることを望んでいない……。本工、正社員の身分よりもパートタイマー、派遣社員の形態の方が、自分たちの生活観なり労働観に合っているとして働いているのであって、こうした雇用形態は不安定雇用で望ましくないと言うのは余計なお節介にすぎず、こうした発想では有効な対策も立たない」（高梨 1985）。

### ③ 「もはや弱者ではない」という労働者像 —— 1990年代

#### 労働分野の規制緩和（労働者派遣事業や民営職業紹介事業の自由化）推進論

「19～20世紀型の労働法」は「労働者の『弱者性』が著しかったことから、市場取引すなわち労使自治にたいして規制色の濃厚な公法的手法を多用する社会法として発展した。労働条件その他の最低基準や労働市場の仲介サービスである職業紹介などを直接に国家が統制し、最低基準を上回るものだけを私的自治の交渉領域に委ね、国家には対応しきれないサービスのみを民間領域に残そうとした。」だが、今日では時代の社会経済的な環境が変化したので、「従来の政策手法を見直し、市場取引の円滑な展開にとってもはや不要になったり、阻害要因となる規制は廃棄し、不適合な部分は修正し、また、新たに必要となった措置については、斬新な手法を開発し、導入していく必要がある」（菅野・諏訪, 1994）。

### (3) ふたたび「失業と貧困」がキーワードになる時代 —— 21世紀～

○ 「戦後最長の好況期」（2002～07年） 雇用・失業にどのような変化が生じたか

○ 「ワーキングプア」、「ネットカフェ難民」、『蟹工船』ブーム  
貧困研究会の創設、『貧困研究』の公刊

○ 「失業と貧困」の恒常化 —— 『資本論』への関心の高まり  
グローバル経済化、規制緩和・構造改革政策を背景に

## Ⅲ 『資本論』における失業と貧困の論理

### (1) 相対的過剰人口の創出と機能、存在形態

#### ①産業予備軍（相対的過剰人口）の役割

資本の蓄積は単調なものではなく、大小の変動をともなっている。急速に進むこともあれば、停滞の時期もある。生産の急な拡大の際に資本は追加の労働力をすぐに必要とするが、資本主義の経済機構は職を求めて待機している労働者（相対的過剰人口）のプールを用意する仕組みを備えている。こうした相対的過剰人口のプールがなければ資本蓄積は妨げられるため、このプールの形成は資本主義経済が維持できる条件である。マルクスは相対的過剰人口について、「現実の人口増加の制限にかかわらずいつでも使える搾取可能な人間材料」すなわち「産業予備軍」と名づけた（『資本論』Ⅰ 661）。

## ②相対的過剰人口の創出

○資本の有機的構成の高度化と相対的過剰人口

○労働力供給への資本の作用

需要（資本蓄積）と供給（労働者人口）は相互に独立した関係にはない。資本は労働市場の需要面だけでなく供給の側面にも同時に作用しており、資本蓄積はそれ自身のなかに労働供給の限界を打破する機構を具えている。「サイコロはいかさまだ」（I 669）。

第一に、技術革新をとまなう労働生産性の上昇は、労働需要を相対的に減少させるとともに、労働者の入れ替えを急速にすすめる。資本は相対的に高賃金の男子熟練労働者を労働過程から追い出し、かわりに女性や若年労働者を労働過程に引き入れる。

第二に、相対的過剰人口が就業労働者にたいして加える圧力の作用がある。相対的過剰人口の圧力にたいする歯止めがなければ、就業労働者一人当たりが支出する労働量が増大するため、労働需要が増加しても労働者にたいする雇用増となって現れる時点が先に引き伸ばされる。それゆえ、可変資本の増大と就業労働者数の増加とは一致しない。このように、その時代および社会における労働支出のあり方に関する労働基準がどのように設定されているかが相対的過剰人口の形成に大きく作用する。

「資本の蓄積が、一方では労働にたいする需要を増大させるとすれば、他方では労働者の『遊離』によって労働者の供給を増加させるが、それと同時に、失業者の圧迫が就業者により多くの労働を流動させるよう強制し、したがってある程度、労働供給を労働者供給から独立させる。この基盤の上における労働の需要供給の法則の運動は、資本の専制支配を完成する」（I 669）。

## ③相対的過剰人口の存在形態 —— 「失業」と「半失業」

「相対的過剰人口は、ありとあらゆる色合いのもとに実存する。どの労働者も、なかば就業している期間中またはまったく就業していない期間中は、相対的過剰人口に属する。相対的過剰人口は、産業循環の局面転換によって刻印され、周期的に反復される大きな諸形態、それゆえときには恐慌期に急性的に現われ、ときには事業不振期に慢性的に現れる諸形態を度外視すれば、つねに三つの形態——流動的形態、潜在的形態、および停滞の形態をもつ。」

## (2) 資本蓄積と貧困化 —— 資本主義的蓄積の一般的法則

蓄積の拡大によって剰余価値生産過程に包摂される労働者人口は「吸引」や「反発」をともないながら増大し、個々の局面で賃金上昇などがありえても全体として剰余労働を強いられる関係は打破されず、労働者状態の抜本的向上はありえない。「怠惰」を強いられる相対的過剰人口は就業労働者にたいして過度労働を強制しながら、労働者人口全体を資本賃労働関係に縛りつける機能を果している。資本主義経済の仕組みは、相対的過剰人口の形成によって資本賃労働関係の拡大再生産を保証しつつ、貧困状態におかれる労働者の範囲を拡大し、剰余価値生産の諸方法の展開にともない多様な貧困現象をもたらす。

## (3) 対抗の論理、変革主体の形成

### ①労働基準（工場法など）確立の意義

「労働者階級の一部の過度労働による、他の部分の強制的怠惰への突き落とし、およびその逆のことは、個々の資本家の致富手段となり、しかも同時に、社会的蓄積の進行に照応する規模で産業予備軍の生産を速める」（I 665-666）という状態に歯止めをかけるには法制度によって裏づけられた強制力のある労働基準を確立が不可欠。

「労働者階級のさまざまな層にたいして労働が年齢と性とにふさわしく等級別に再配分されるならば、現在の規模で国民的生産を継続していくには、現存の労働者人口では絶対的に不十分であろう。現在『不生産的』な労働者の大多数が『生産的』な労働者に転化されなければならないであろう。」（I 666）

\* 過度労働を規制し、労働基準を確立することは働きすぎ社会を規制するためのみならず、失業問題の改善にとっても不可欠の課題である。

### ②変革主体の基盤の形成

「貧困、抑圧、隷属、墮落、搾取」が増大する一方で、「資本主義的生産過程そのものの機構によって訓練され結合され組織される労働者階級の反抗もまた増大する」（I 790-791）

### ○貧困化論と変革主体形成論（労働の社会化論、全面発達論）との接合

労働者階級の貧困化は、その貧困化の除去をめざす社会変革の主体の形成との対応のも

とに、考察されなければならない（相沢 1976、戸木田 1982）

資本主義的貧困化は「生存競争の激化の過程」であるが、他面で人間の全面発達にむけての物質的前提をつくりだす。労働時間と生活時間の区別の確立（工場法）と結びつくことで全面発達を志向する住民の統治能力形成のための要因に転嫁する（池上 1974）。

## IV 『資本論』を現代の失業と貧困研究にどのように活かすか

### （1）失業・半失業と貧困とは分離できない

「日本ではマルクス主義の貧困化法則論の影響も強くあったせいも、とりわけ労働問題や社会階層の下で貧困が議論されてきた経緯がある。今日でも非正規労働と貧困とのストレータな結びつけでワーキングプアの議論がなされている。そうした場合貧困はその原因としての失業や不安定就労問題それ自体に収斂される傾向があり、そうだとすると特に貧困を議論する必然性がなくなってしまう」（岩田 2008）

貧困とは、賃金を得ることができず、衣食住に事欠くことのような状態に限定されるのだろうか。「明日の仕事があるかどうかは前日の午後3時に派遣会社に電話をするまではわからない」という日雇い派遣の働き方は貧困とは区別されるか。また、製造ラインや物流作業などに従事する派遣労働者の多くは技能と経験を蓄積し、キャリアアップにつなげることは困難である。短期・細切れの雇用のため職場に仲間をつくることも難しい。これは貧困と呼べないだろうか。

失業・半失業は貧困の原因であると同時に、失業・半失業状態自体が貧困なのである。資本蓄積の進展にともなう失業・半失業（相対的過剰人口）創出の必然性と貧困の不可避性を一体のものとして論じた『資本論』の視点は今日においてなお、今日においてこそ意義がある（伍賀 2008）。

### （2）今日の失業と半失業

#### ① 恐慌による相対的過剰人口の急性的増加

- 「派遣切り」、「非正規雇用切り」—— 顕在的失業者へ移行  
下図の「産業予備軍Ⅰ」から「産業予備軍Ⅱ」への移行

○正社員のリストラ、新規学卒者の就職難

## ②雇用と失業の中間形態

非正規労働者（不安定就業労働者）は働いているという限りでは失業者ではない。しかし、正規雇用とは異なる雇用の不安定さを抱えている。非正規雇用は雇用の安定性や賃金水準、それに社会保障の適用状況などから見て正規雇用に近い層から、失業者に近い層まで多様な広がりを見せている。それゆえ正規雇用と非正規雇用（不安定就業）との境界は明確でなく、また非正規雇用と失業との境界も鮮明に区分できない。

たとえば、毎日、雇い止めを繰り返す日雇い派遣や、時間決めの細切れ雇用など就労と中断を繰り返す働き方、さらには本人の意志に反して一日に数時間しか働けない労働者など、強制された半失業あるいは「なかば就業」という状態にある。失業問題はこのような「中間形態」の存在によって潜在化しているため、完全失業者や完全失業率のみを指標にしては失業問題の全体像を捉えることはできない。

小泉・安倍政権のもとで、失業問題を潜在化させるために、労働分野の規制緩和政策によって非正規雇用の範囲を拡大し、顕在的失業者を低労働条件の現役労働者に転ずる政策がとられた。派遣労働の原則自由化に象徴される「労働市場の構造改革」は失業者と現役労働者との境界を不明確にし、半失業者（半就業者）を積極的に活用する政策にほかならない。

## ③相対的過剰人口としてのワーキングプア、不安定就業

では、雇用と失業の中間に位置する多様な不安定就業労働者は相対的過剰人口論の観点からはどのように位置づけられるだろうか。

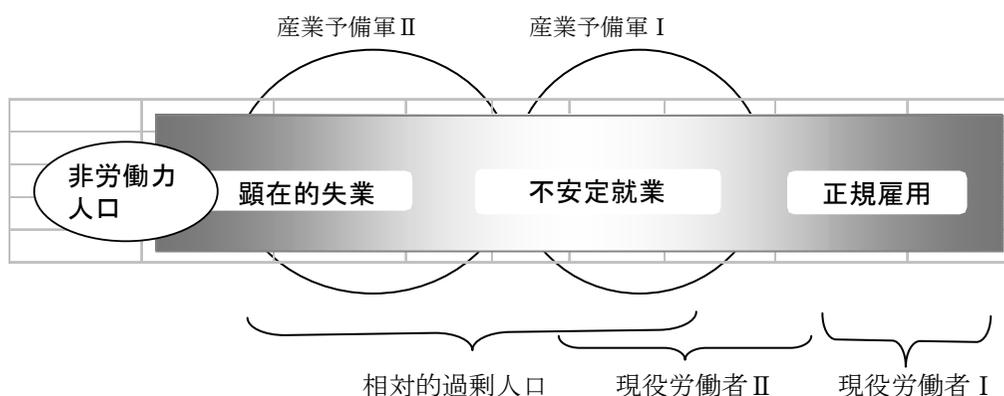
今日の相対的過剰人口は顕在的失業者のなかだけでなく、さまざまな形態の不安定就業労働者のなかにも見出される。大企業の製造ラインに導入された派遣労働者や、物流の現場で商品の積み卸しに従事している日雇い派遣の若者たちは相対的過剰人口だろうか、それとも現役労働者か。

このような人々は現役労働者として剰余価値の生産に組み入れられながら、同時に相対的過剰人口の面をも強く持っている「半失業」の状態にあるといえよう。『資本論』では失業者だけでなく「なかば就業」（I 670）とか、「半失業者」（I 662）という言葉を用いて相対的過剰人口を説明しているが、現代の相対的過剰人口も「完全失業者」のように明々白々たる失業者から、現役労働者の性格が強い人々まで多様性をもっている。

「明日の仕事があるかどうか派遣会社からメールが届くまでわからない」日雇い派遣の労

働者は失業者と紙一重の状態にある。「一年後、契約が更新されるかどうかはつきりしない」という有期契約で働いている人も日雇いほどではないにせよ、やはり相対的過剰人口の性格を兼ね備えていると言えるだろう。

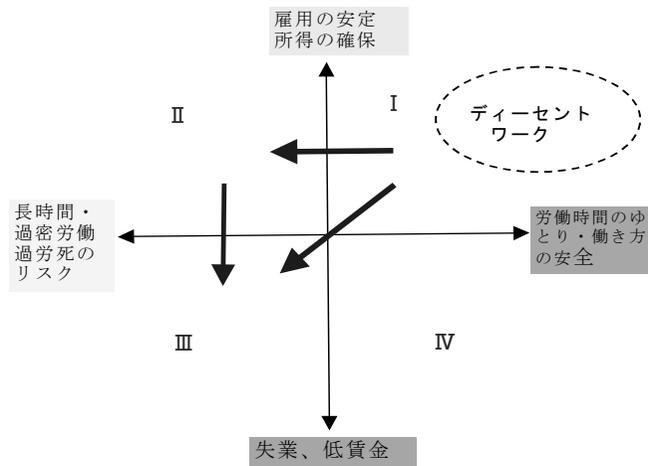
経済が突然活況を呈し、労働力の確保が必要になる事態が到来した場合には、企業はこのような人々を一気に動員し使用することだろう。そうした意味で彼らは「資本の変転する増殖欲求のために、現実的人口増加の制限にかかわらずいつでも使える搾取可能な人間材料」(I 661)として産業予備軍の役割を果たしている。



### (3) 「労働基準」と失業および働かせ方の問題

「労働者階級の一部の過度労働による、他の部分の強制的怠惰への突き落とし、およびその逆のことは、個々の資本家の致富手段となり、しかも同時に、社会的蓄積の進行に照応する規模で産業予備軍の生産を速める」(I 665-666)

『資本論』では、就業者の過度労働は相対的過剰人口を膨脹させ、逆に相対的過剰人口の競争は就業者に圧力をかけ、就業者の過度労働と資本の命令への服従を強制すると述べているが(I 665)、労働基準が悪化するにつれて失業や半失業が増加する。他方、現代の正規雇用にとってまわりの非正規雇用の増加は無言の圧力となって自らを過重労働に追い込んでいく。



第1象限から第2象限に移動する労働者が増えるにつれて、第3象限（不安定就業）が増加する。

#### （4）生産力の上昇を背景とした雇用機会の長期減少傾向

## V 今日の雇用と働き方・働かせ方

### ——「非正規雇用+過労死予備軍」依存型のビジネスモデルの形成

#### （1）非正規雇用に依存するビジネスモデル —— 非正規雇用依存型産業

非正規雇用の増加をめぐって、かつては自由な働き方を求める働き手の側の要因を強調する議論が主流を始めていた。だが、今日では正規雇用を望んでもそれがかなわず、やむをえず非正規雇用に就く人々が増加している<sup>1</sup>。

今日では非正規雇用に依存するビジネスモデルが全産業にわたって広がっている。各業種の労働者に占める非正規雇用の比率は「飲食店・宿泊業」が他を圧倒しており、「卸売・小売業」、「サービス業（他に分類されないもの）」がこれに続いている。これらは典型的な「非正規雇用依存型産業」である。非正規雇用比率が最も低い公務部門でも非正規雇用比率は1割を超えている。

<sup>1</sup> 雇用形態によって就労働機に差違がある。パートタイマーでは「自分の都合のよい時間に働けるから」を選択する者が過半数に達するのに対し、派遣労働者では「正社員として働ける会社がなかったから」という理由が最も多い（厚生労働省「平成19年就業形態の多様化に関する総合実態調査結果」）。パートの大半は女性であるが、その就労働機の背景に家事・育児・介護に従事できない夫の長時間労働がある点を看過すべきでない。

### ①パート・アルバイトへの依存度の高い業種

非正規雇用活用の特徴は業種によって異なる。飲食店・宿泊業、卸売・小売業では非正規雇用のなかでパートタイマーおよびアルバイトの比率が8割～9割に達する。とりわけコンビニエンスストア、居酒屋、ファミリーレストラン、ファーストフード店は高校生や大学生のアルバイトを含むフリーター（若年非正規雇用）なしには存立不可能である。規制緩和による小売、飲食店、サービス部門における競争激化は深夜営業する店舗を増やし、非正規雇用への依存を強めている。

### ②派遣労働への依存度が高い業種

非正規雇用に占める派遣労働者の比率が高いのは金融・保険業（26.7%）、製造業（20.9%）、情報通信業（19.0%）などである。

金融・保険業では大手企業の多くが派遣業を営む子会社を設立し、もっぱら自社へ労働者派遣を行ってきた。このような子会社は事実上の「第二人事部」の機能を果たしている。派遣労働者の多くはパートである。

製造業では国際競争の激化を背景に、2002年から07年にかけての好況期に正規雇用を削減し、非正規雇用への切り換えを進めた。特に生産ラインへの派遣労働の導入が合法化された2004年3月以降、派遣労働者が急増した。それまでは業務請負の形をとって間接雇用が活用されていたが、実態は派遣労働と変わりなかった（偽装請負）。偽装請負に対する社会的批判の高まりを受けて、厚生労働省が規制を強めるなか、派遣への切り換えが進んだ。

### ③非定型・登録型雇用のケース

介護・福祉部門もまた非正規雇用依存度が高い。介護保険制度のもとで介護事業所に支払われる介護報酬が低水準に抑制されたため、正規職員を雇用したのでは事業所の経営が維持できない構造になっている。非正規雇用の主役はパートであるが、その実態は複雑である（「常勤ヘルパー」、「パートヘルパー」、「登録型ヘルパー」など）。介護を必要とする世帯を訪問してケアをする介護事業所の場合、非正規雇用比率は8割近くに達する（「平成17年介護労働実態調査結果」）。

### ④「個人業主」活用のケース

さらに、名目上は雇用関係のない「個人業主」を多用する部門（宅配便の運送ドライバー、電機や住宅機器業界のメンテナンス労働者など）もある。個人業主に切り換えることで、賃金は請負代金に、健康保険や厚生年金は国民健康保険、国民年金に転換され、保険料の事業主負担はなくなる。企業にとっては、請負契約（業務委託契約）を解除することで事実上の雇用調整が容易になる。使用者責任は問われることなく、間接雇用と同様のメリットを使用者にもたらしめている。

## (2) 正規雇用の働き方・働かせ方への作用

以上のような非正規雇用への依存の深まりは、正規雇用の働き方・働かせ方にも大きな影響をもたらしている。パートやアルバイトが8割～9割にも達するファーストフード店やコンビニ、居酒屋などの場合、店舗におけるパートやアルバイトの勤務体制の管理はもっぱら店長の業務だが、それぞれの都合を聞きながら出勤表を作成する業務は大きな負担である。

アルバイトが急に欠勤した際には店長自ら店頭に立つこともしばしばある。店長の多くは残業手当なしに、睡眠時間の確保さえ困難な働き方を強いられている（「名ばかり管理職」）。

近年のホワイトカラーの職場では、裁量的・非定型的部分と定型的部分とに仕事を分け、後者に非正規雇用を積極的に導入してきた。正規雇用の職務を見直し、そこに含まれていた定型的部分を切り離して派遣社員に回すことで、正社員には直接利益に直結する仕事に集中させるようになった。働かせ方のこうした変化は、正社員をストレスの強い長時間労働に追い込んでいく。現代の正規雇用にとってまわりの非正規雇用の増加は自らを過重労働に駆り立てる圧力となっている。

男性正社員のうち（ただし年間就業日数200日以上）、週60時間以上就労する労働者の比率を見ると、1997年時点では11.7%であったが、2002年17.4%、07年には18.8%に増加している（「就業構造基本調査」）。1週60時間以上の労働は1年間で3000時間以上となり、これは厚生労働省が認めた過労死認定基準と同等か、またそれを上回る働き方である。このような長時間就労する男性正社員は20代、30代で目立って多い。この年齢階層で過労死、とくに精神障害による労働災害認定者が多いことと密接に関連している。

## (3) 「雇用と働き方・働かせ方」の構図と労働基準

以上のように、1990年代初頭から今日までおよそ20年の間に、「非正規雇用」と「正社員の長時間労働（過労死予備軍）」をセットにした雇用と働き方・働かせ方のモデルが形成された（図A）。横軸に「労働時間や働き方の安全・ゆとり」を、縦軸には「雇用の安定、賃金・所得水準」を取っている。

ILOがすすめる「ディーセントワーク」は、「労働時間や労働安全衛生」と「雇用の安定・所得」の両面において良質な働き方である（第1象限）。その対極に第3象限に位置する雇用と働き方・働かせ方がある。日雇い派遣やフルタイムの非正規雇用、複数の仕事をかけもちするパート労働者、さらに非正規雇用でありながら労働災害や過労死のリスクを負う働き方を余儀なくされる労働者などである。

長時間・過密労働が日常化している基幹的正社員は雇用の安定や所得面ではマシかもしれない

いが、過労死予備軍的働き方という面ではディーセントワークとはほど遠い（第2象限）。これと反対に、自発的にパートを選択した労働者は労働時間やゆとりの面では問題は少ないが、賃金は家計補助的水準にとどまっている（第4象限）。

正規雇用と非正規雇用が重なる部分に「名ばかり正社員」（あるいは「周辺的正社員」）がある。「名ばかり正社員」は雇用の安定や所得面でも不安をかかえ、かつ過労死のリスクも高い。第3象限の労働者の多くがワーキングプアに該当する。

以上のように整理するならば、正規雇用と非正規雇用との格差を強調する二元論は実態にそぐわない。「労働者の非正規化が進んでいくことは、労働環境総体の劣悪化につながっている。そこに勝ち組は存在しない」（堤・湯浅 2009）。

## VI 今日の貧困（雇用と働き方の劣化、不安定化）への対抗（図B、図C）

### （1）雇用劣化への規制（労働基準の確立）

○派遣法改正、有期雇用規制、最低賃金引上げ、労働時間規制

### （2）不安定就業への就労を拒否する自由＋より良い働き方を求める権利の確保

### （3）良質な雇用機会の創造

- 「介護」「農林」「環境」など
- 新技術活用型産業

### （4）公的就労事業の再建

【付記】本資料は、伍賀（2008、2009、2010）から一部引用している。

## 参考文献

相沢与一（1976）「現代貧困化論の方法」『経済』1976年3月号

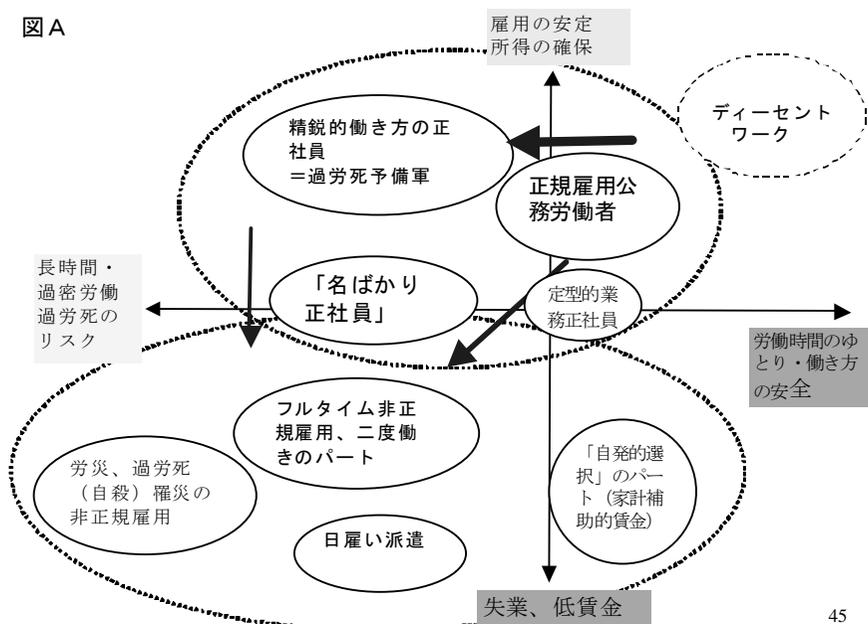
岩田正美（2008）「貧困研究に今何がもとめられているか」『貧困研究』vol.1

池上惇（1974）『財政危機と住民自治』青木書店

井村喜代子（1958）「窮乏化論」遊部久蔵編著『「資本論」研究史』ミネルヴァ書房

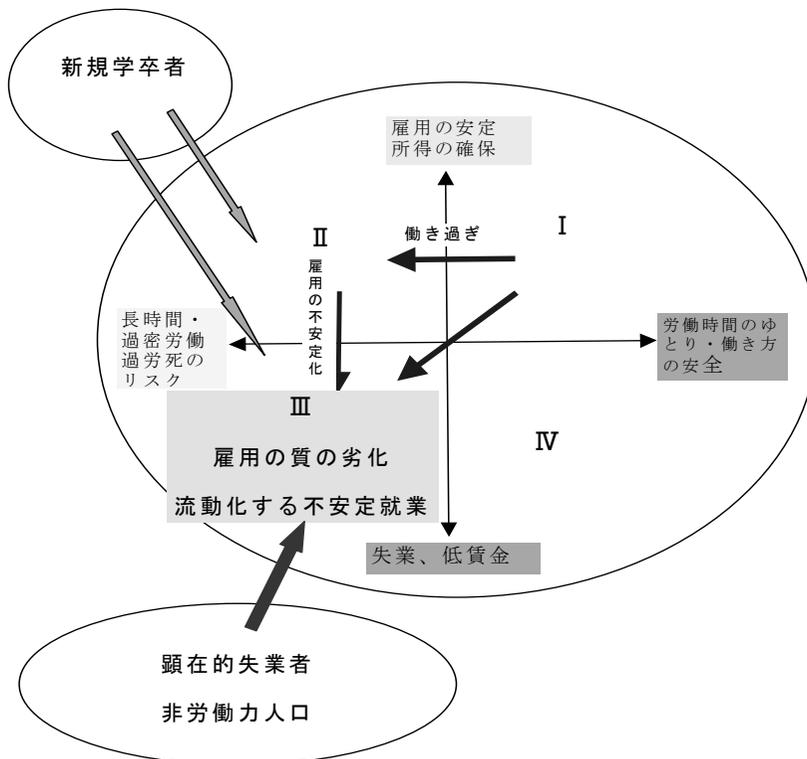
- 江口英一（1979・1980）『現代の「低所得層」』（上・中・下）、未来社
- 金子ハルオ（1963）「現段階での窮乏化法則」『マルクス経済学講座』第2巻、有斐閣
- 加藤佑治（1991）『現代日本における不安定就業労働者』（増補改定版）御茶の水書房
- 木下武男（2007）『格差社会にいどむユニオン』花伝社
- 伍賀一道（2008）「非正規雇用の増大とワーキングプア」『時代はまるで資本論』昭和堂
- （2009）「雇用・失業の視点から見た現代の貧困」『貧困研究』vol.3
- （2010）「規制緩和による雇用と働き方・働かせ方の変容」『労務理論学会誌』19号
- 菅野和夫・諏訪康夫（1994）「労働市場の変化と労働法の課題」『日本労働研究雑誌』No.418。
- 高木督夫（1973）「現代資本主義と貧困化法則」『新マルクス経済学講座』有斐閣
- 高梨 昌（1980）『不安定雇用労働者』の労働市場と雇用政策』『不安定就業と社会政策』（社会政策学会年報 第24集）御茶の水書房
- （1985）「労使は発想の転換を」『週刊労働ニュース』1985年1月1日号
- 堤未果・湯浅誠（2009）『正社員が没落する——「貧困スパイラル」を止めろ！』角川書店
- 戸木田嘉久（1982）『現代資本主義と労働者階級』岩波書店
- 宮本憲一（1976）「貧困化論をめぐる理論的諸問題」『新マルクス経済学講座』第6巻

図A

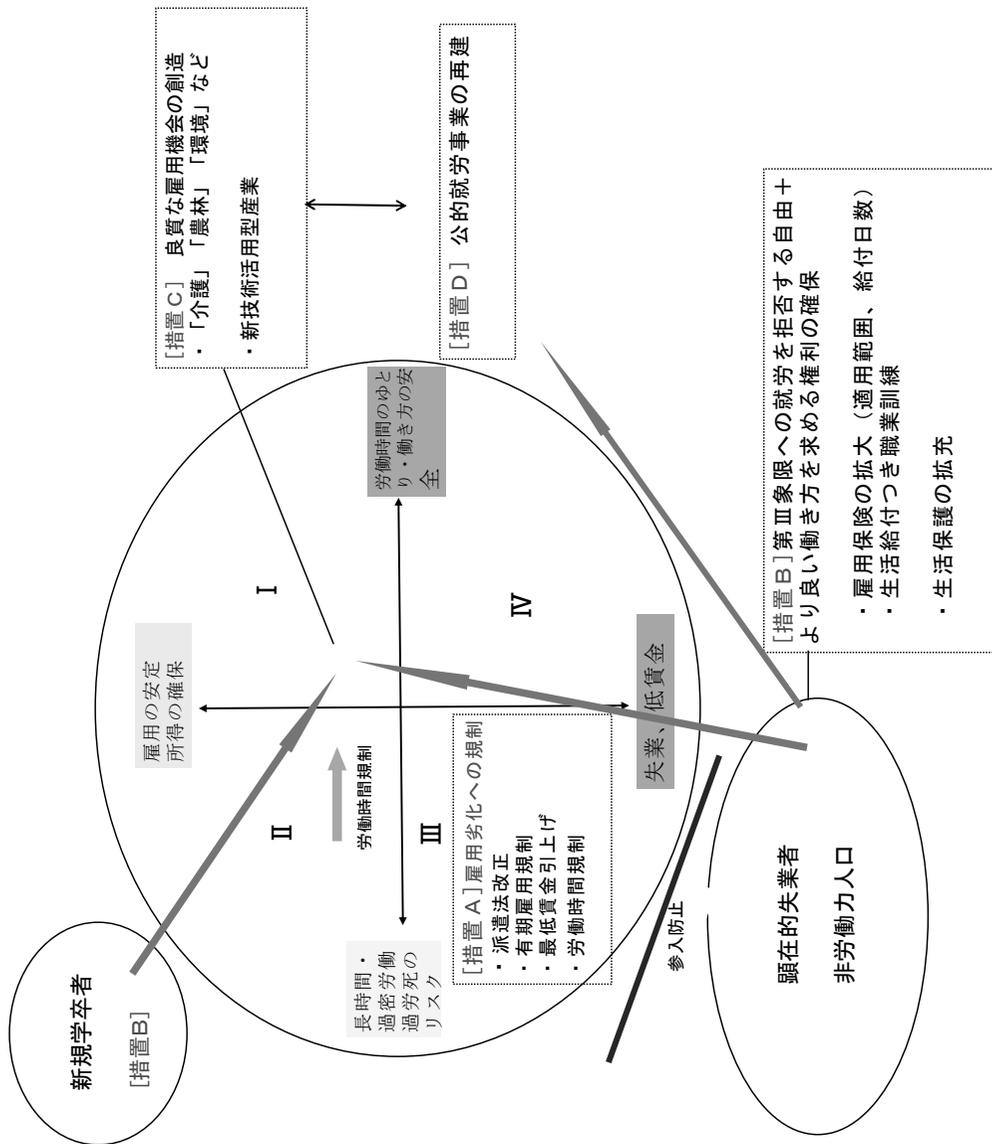


45

図B 雇用と働き方の劣化、不安定化



図C 雇用と働き方の劣化、不安定化への対抗



(1) 若年層の非正規雇用の増加

	1990年	2000年	2006年
全年齢	81.5	76.3	68.6
(15-24歳在学を除く)	18.5	23.7	31.4
15-24歳 (在学を除く)	90.6	76.8	67.0
	9.4	23.2	33.0
25-34歳	88.4	84.2	74.9
	11.6	15.8	25.1

(出所)「労働力調査」(特別調査)(詳細結果)

(2) 男女別の正規・非正規雇用

(1997年-2007年)

	(単位：千人)					
	男子			女子		
	1997年	2002年	2007年	1997-2007	2002年	2007年
正規雇用	26,787	24,412	23,799	Δ2,988	11,755	10,145
非正規雇用	3,370	4,832	5,936	2,566	9,235	11,448
					13,002	3,767

(出所)「就業構造基本調査」(各年版)より作成。

97年から2007年までの10年間に男子正規雇用は約300万人減少

(3) 非正規雇用の年間所得  
(15～24歳の在学者は除く)

	(単位：千人、%)	
	2002年	2007年
300万円以上	1,060	1,327
200-300万円	2,072	2,886
100-200万円	5,446	6,650
100万円未満	6,321	6,573
合計	15,007	17,610
	100.0	100.0

(注)所得が不明の者が含まれるため、各所得額の人数の合計は合計欄の数字と一致しない。

(出所)総務省「就業構造基本調査」(2002年、2007年)

3

(4) フルタイム型非正規雇用の増加

	(単位：万人、%)	
	2002年	2007年
非正規雇用	1451 (100.0)	1733 (100.0)
うちフルタイム非正規	438 (30.2)	545 (31.4)
うち年収200万円未満	236 (16.3)	272 (15.7)

(注)「フルタイム非正規」とは週40時間以上の非正規雇用を言う。在学者を含む。

(出所)総務省「労働力調査(詳細結果)」(各年版)より作成。

非正規雇用の3割はフルタイムで働く

5年間で100万人の増

4

(5) 就業形態別、自分自身の収入で生活をまかなう労働者の割合 (%)

	2003年	2007年
正社員	77.0	84.9
正社員以外	42.8	45.4
契約社員	71.5	68.6
嘱託社員	83.9	85.9
出向社員	92.2	92.4
派遣労働者	59.5	70.5
臨時的雇用者	44.2	53.3
パートタイム労働者	29.6	28.6
その他	57.2	60.3

(注) 選択肢には自分自身のほか、配偶者、子供、親、兄弟姉妹、その他がある。

(出所) 『H21年版厚生労働白書』。原資料は厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」

(6) 雇用審議会第7号答申(1965年)

- ・ 「不安定な雇用形態の改善」
- 「臨時雇用、社外工、季節出稼ぎ労働等の雇用形態については、広い範囲にわたって系統的にその実態を明らかにし、就業している場の企業の常用労働者と同種の労働に従事するものまでできるだけ常用雇用形態化する等の改善をはかること」

(7)

雇用形態の変化(1997-2007年)

	役員を除く雇用者		正規雇用		非正規雇用	
	1997年	2007年	1997年	2007年	1997年	2007年
役員を除く雇用者	51,147	100.0	38,542	75.4	12,590	24.6
正社員	50,838	100.0	34,557	68.0	16,205	31.9
契約社員	53,263	100.0	34,324	64.4	18,900	35.5
嘱託社員						
出向社員						
派遣労働者						
臨時的雇用者						
パートタイム労働者						
その他						
1997-2007年						
2002-07年						
1997-2007						

(出所) 総務省「就業構造基本調査」各年版より作成。

(8) 年間所得別雇用者数(2002年、07年)

	役員を除く雇用者		(単位：1000人)
	2002年	2007年	
総数	49,524	51,891	100.0
100万円未満	6,789	7,185	13.8
200万円未満計	15,197	16,768	32.3
250万円未満計	20,217	22,445	43.3
300万円未満計	24,354	26,906	51.9
300万円以上			2.367
			396
			1,571
			2,228
			2,552

(注) 「15-24歳の在学者数」を除く。「15-24歳の在学者数」を算出する際に、原資料(「就業構造基本調査」第38表)からは「役員を除く雇用者数」が得られないため、「(役員を含む)雇用者」を用いた。しかし、この年齢層には役員はごくわずかと考えられるため、大きな影響はないと考えられる。

(出所) 総務省「就業構造基本調査」(2002年、07年)より作成。

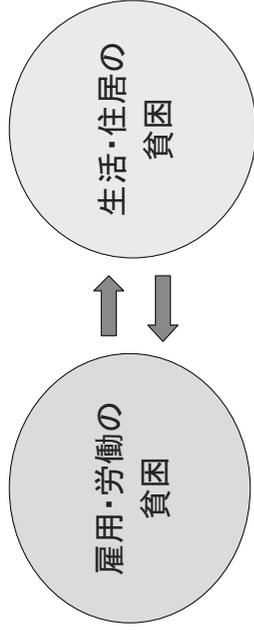
### (9) 非正規雇用の内部構成

(単位：千人)

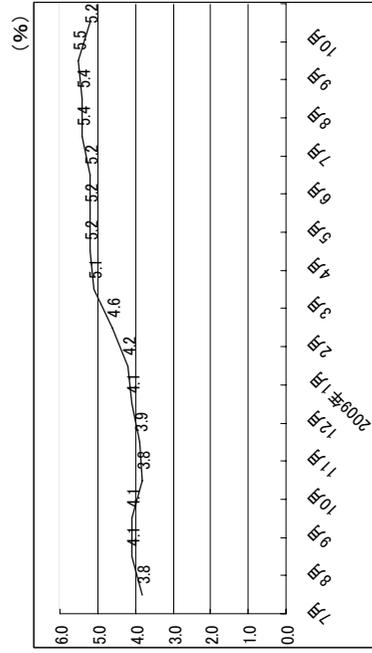
	1997年		2002年		2007年	
	数値	割合	数値	割合	数値	割合
役員を除く雇用者	51,147		50,838		53,263	
正規雇用	38,542		34,557		34,324	
非正規雇用	12,590	100.0	16,205	100.0	18,900	100.0
パートタイマー	6,998	55.6	7,824	48.3	8,855	46.9
アルバイト	3,344	26.6	4,237	26.1	4,080	21.6
労働者派遣事業所の派遣社員	257	2.0	721	4.4	1,608	8.5
契約社員			2,477	15.3	2,255	11.9
嘱託	1,991	15.8	946	5.8	1,043	5.5
その他						

(出所) 総務省「就業構造基本調査」(各年版)より作成。

### (10)

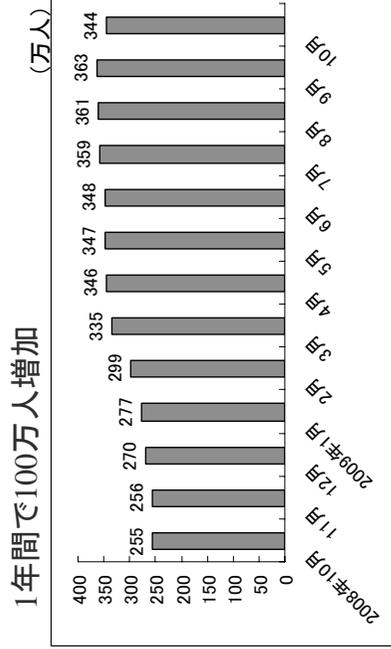


### (11) 完全失業率の推移



(出所)「労働力調査」

### (12) 完全失業者の推移



(出所)「労働力調査」

### 「派遣切り」「非正規雇用切り」 (13)

	2008年		2009年	
	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月
非正規雇用 総数	1779	1796	1699	1685
パート・アルバイト	1157	1153	1132	1128
労働者派遣事業所の派遣社員	140	146	116	105
契約社員・嘱託	321	340	318	318
その他	161	157	133	134

(出所) 「労働力調査」(詳細集計)

13

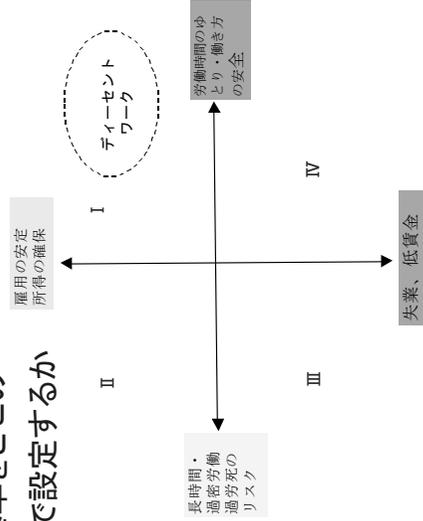
(14)



14

(15)

労働基準をどこの  
ラインで設定するか



15

(16)

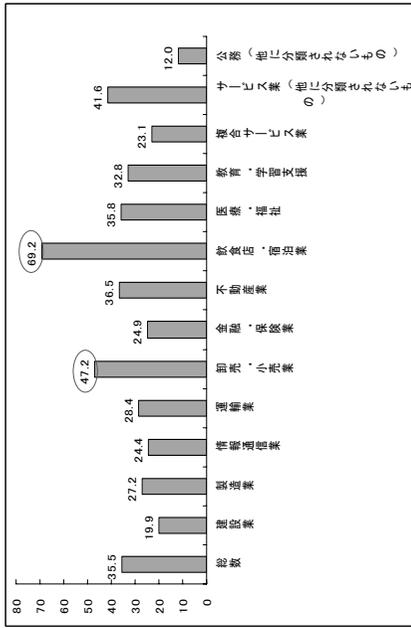
### 「労働基準」の設定

- 労働時間、労働形態（交代制、深夜勤務など）の基準
- 雇用形態の基準
- 最低賃金の水準

→ 就業領域の範囲が左右される

16

(17) 非正規雇用比率(産業別)



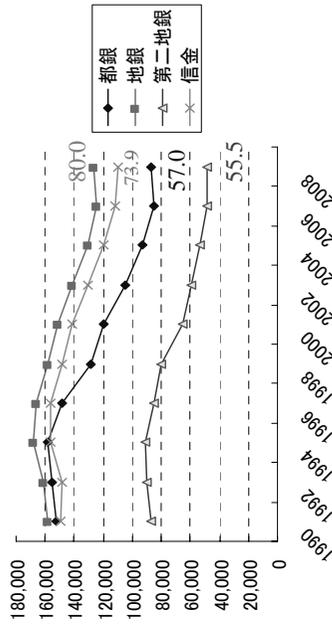
(出所)「就業構造基本調査」(2007年)

(18) 産業別に見た正規雇用と非正規雇用

	飲食店・ 宿泊業	卸売・ 小売業	製造業	金融・保険業	医療・福祉	情報通信業
会社などの役員 を除く雇用者	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
正規の職員・従業員	30.8	52.8	72.8	75.1	64.1	75.6
非正規雇用	69.2	47.2	27.2	24.9	35.8	24.4
パート	46.6	57.4	49.2	39.8	65.1	22.7
アルバイト	45.7	26.7	8.9	3.5	7.9	17.1
派遣事業所の 派遣社員	1.3	3.3	20.9	26.7	4.0	19.0
契約社員	3.8	8.3	12.9	16.8	9.9	32.5
嘱託	0.9	2.2	4.9	11.6	7.8	4.8
その他	1.7	2.0	3.1	1.7	5.3	3.8

(出所)「就業構造基本調査」(2007年)

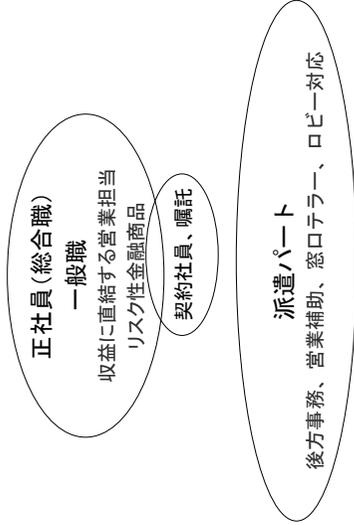
(19) 金融機関の正規職員の推移



(注)右端の数値は1990年の職員数を100とした2008年の指数

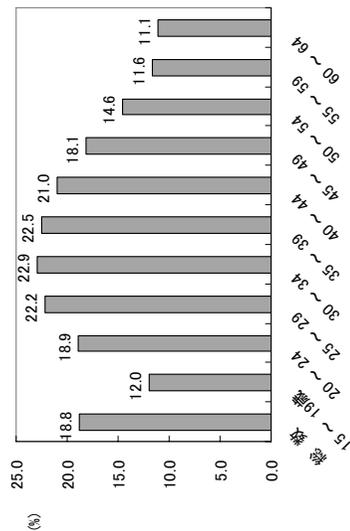
(出所)田中均「金融機関における雇用の重層化・不安定化の実態」『金融労働調査時報』2008年10月号(原資料は「全国銀行財務諸表分析」,「全国信用金庫財務諸表分析」)

(20) 銀行店舗の正規雇用と非正規雇用



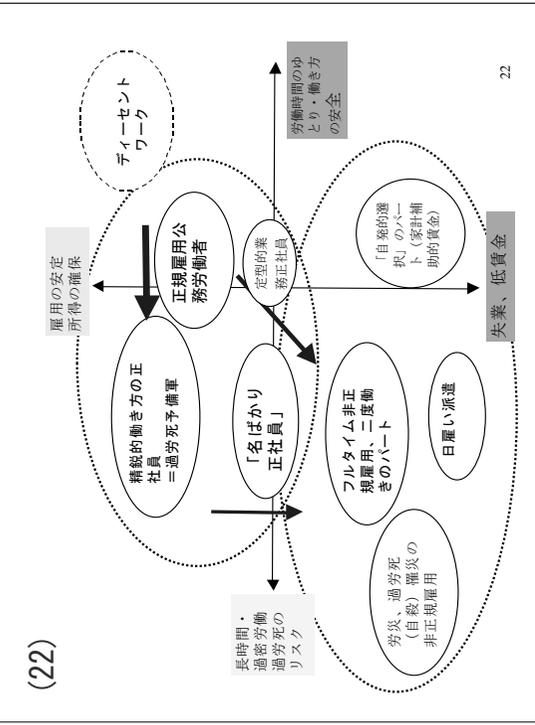
# 男性・正規雇用 週60時間以上雇用者の比率

(2007年)

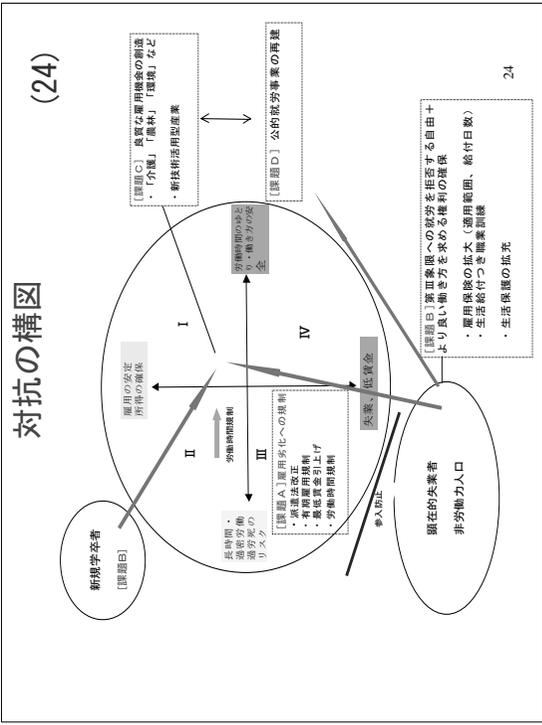
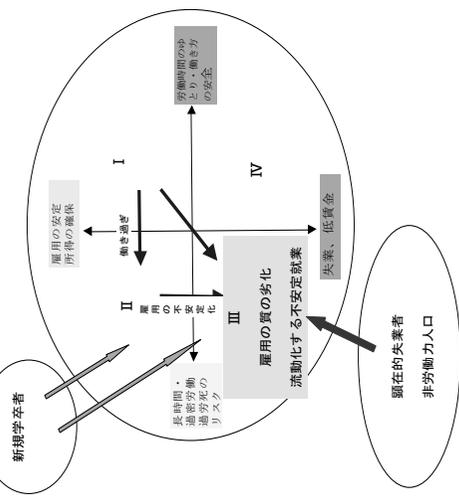


(注)年間就業日数200日以上

(出所)「就業構造基本調査」(2007年)



# 雇用と働き方の変化、不安定化



## 伍賀一道報告 「今日の貧困と『資本論』」 への コメント

宮崎 晃臣  
(専修大学経済学部)

2009/12/16

宮崎 晃臣

1

## 伍賀報告の概要確認(1)

- ・戦後から今日までの貧困・貧困論の推移をその歴史的背景を交えて闡明化し、今日を「失業と貧困」の恒常化として捉え、それが『資本論』への関心を喚起
- ・『資本論』における失業と貧困の論理を明瞭に紹介  
強調点：相対的過剰人口の存在形態  
「流動的形態」・「潜在的形態」・「停滞的形態」
- ・『資本論』の活かし方  
資本蓄積の進展に伴う失業・半失業(相対的過剰人口)創出の必然性と貧困の不可避性を一体のものとして論じた『資本論』の視点は、今日においてこそ意義がある。

2009/12/16

宮崎 晃臣

2

## 伍賀報告の概要確認(2)

- ・非正規労働者の位置づけ  
雇用と失業の中間形態であり、その中には半失業者(半就業者)という状態にある層があって、彼らも相対的過剰人口の一翼を構成しているとみるべき。
- ・また、非正規雇用の増加によって正規雇用は過重労働に駆り立てられ、正規労働であつてもディーセントワークにほど遠いものになっている。
- ・さらには正規雇用と非正規雇用が重なる部分に「名ばかり正社員」がある。
- 以上、正規雇用と非正規雇用との格差を強調するに二元論は実態にそぐわない。

2009/12/16

宮崎 晃臣

3

## 伍賀報告の概要確認(3)

- 今日の貧困は雇用と働き方の劣化・不安定化にあり、それに対処するためには
- (1) 雇用劣化への規制
  - (2) 不安定就業を拒否する自由＋より良い働き方を求める権利の確保
  - (3) 良質な雇用機会の創造
  - (4) 公的就労事業の再建が必要

2009/12/16

宮崎 晃臣

4

質問1. P3 グローバル経済化、規制緩和・構造改革政策を背景に「失業と貧困」が恒常化する3者の因果関係をどのように捉えるべきか？(1)

この3者の因果関係をどのように捉えるべきか？(1)

規制緩和・構造改革を労働市場のそれとして整理すると

- 1995年：日経連「新時代の『日本的』経営」で雇用ポートフォリオを提唱
- 雇用柔軟グループ、高度専門能力活用型グループ、長期蓄積能力活用型グループ
- 1996年：日経連「政府規制の撤廃・規制緩和要望」で派遣法自由化、有料職業紹介の規制緩和を要望
- 1999年2月：経済戦略会議、「日本経済再生への戦略」で「雇用の流動化」を答申
- 1999年7月：労働者派遣法改正、適用業務のネガティブリスト化(製造業は禁止)、職業安定法一部改正、施行12月
- 2000年：政府の総合規制改革会議、労働者派遣の拡大と職業紹介自由化を提唱
- 2003年：労働者派遣法改正、製造業への派遣解禁、派遣期間原則1年を3年に拡大、施行2004年3月

2009/12/16

宮崎 晃臣

5

質問1. P3 グローバル経済化、規制緩和・構造改革政策を背景に「失業と貧困」が恒常化する3者の因果関係をどのように捉えるべきか？(2)

労働市場の規制は労働者を保護し、労使同権化を実現・維持する福祉国家的枠組みと考えることができれば、規制改革はその福祉国家を否定・解体するものとして位置付けることができるのではないか。日本において福祉国家解体のインパクトはグローバル経済化にあり、だとすると、グローバル経済化によって最終的には福祉国家を維持することができず、規制改革によってこれが解体され、その帰結として「失業と貧困」が恒常化したと考えられないか？

2009/12/16

宮崎 晃臣

6

資本主義の歴史的發展段階

第一段階-市場原理型資本主義の発生、形成、確立期

1733	1820	1870
萌芽期	形成期	解体期
重商主義政策	第1次産業革命	自由主義政策
		世紀末不況

第二段階-福祉国家型資本主義の形成、確立、変容

1914	1945	1970
萌芽期	形成期	解体期
帝国主義政策	福祉国家の雛型形成	高度経済成長
		スタグフレーション

第三段階-グローバル資本主義

1980	2008	
萌芽期		
米主導のグローバル資本主義		

2009/12/16

宮崎 晃臣

7

質問2. P3 資本の有機的構成高度化をめぐって(1)  
1. 『資本論』の窮乏化(伍賀報告では貧困化)法則をめぐって

↑ 固定資本による更新投資への制約を軽視

2. 日本の1980年代のME技術革新では「失業問題」がさほど顕在化しなかったのはなぜか？  
・ 日本企業：95年までは「多くの企業訓練シミュムが内部労働市場の柔軟性を維持し高水準の企業内労働移動を達成し得るようデザインされ、新たな失業者が抑制」(OECD, Economic Surveys Japan 1995-1996)

2009/12/16

宮崎 晃臣

8



専修大学・社会科学研究所創立60周年記念公開シンポジウム

福島 利夫

一 伍賀報告の構成

- I なぜいま貧困が社会問題となったのか
- II 貧困論の戦後史
- III 『資本論』における失業と貧困の論理
- IV 『資本論』を現代の失業と貧困研究にどのように活かすか
- V 今日の雇用と働き方・働かせ方
- VI 今日の貧困（雇用と働き方の劣化、不安定化）への対抗

二 いくつかの論点

1. 「貧困」の登場の意味：上記のI・IIに関して

a. 背景としては、80年代後半からの日本の大企業の本格的多国籍企業への道の選択があり、国内の人件費（賃金など）その他のコスト削減を断行する方針に切り替えたことがある。終身雇用制や年功賃金制は余計な経費であると判断された。1995年に日経連が発表した「新時代の『日本的経営』」が具体的な指針であり、そこでは次のように、労働者が三つの類型に区分されている。①長期蓄積能力活用型グループ、②高度専門能力活用型グループ、③雇用柔軟型グループ。そのもとで、1999年に労働者派遣法の改定で、派遣の原則自由化という労働法制度の規制緩和が行われたことが大きい。

b. 生活保障の土台である、「安定した雇用」と「生活できる賃金」という労働部面での所得分配（第1次分配）が不安定になったことが貧困の根本的な原因である。

c. 税・社会保障部面による所得再分配（第2次分配）の制度設計が、これまでは失業と転職を基本としないモデルで行われてきたために、失業保険や生活保護などを含めて生活保障システムが全体としてきわめて不十分である。これで困難が増幅される。

d. 2005年あたりから、こうした国民生活上の困難が、当初は「格差社会」という社会問題として浮上し、次に2008年あたりからは「貧困社会」として取り上げられるようになってきた。このなかで、『蟹工船』、さらには『資本論』への関心も呼び起こされてきた。

e. 2008年の世界恐慌の結果が突然の大量「派遣切り」という形で処理されることに対し

て、年末からの「年越し派遣村」（霞ヶ関・官庁街の前の日比谷公園で）という新しい運動が実現した。さらに、8月の総選挙による自公政権敗退・民主党連立政権樹立という社会改革の現実的可能性も生まれている。以上のような、貧困の広がりや深刻化のなかで、「貧困の可視化」が進行したと考えられる。

## 2. 「貧困」の概念

上記のⅡにおいて、「貧困化論争」についても述べられているが、「貧困」の概念についての整理が必要である。『資本論』でも、「貧困」が「抑圧、隷属、墮落、搾取」と併記されている。

また、現代における「貧困」の定義として、所得を基本としながらも、所得以外の貧困も含めて取り上げることが提起されている。タウンゼントの「相対的剥奪」、センの「ケイパビリティ（潜在的能力）」、「社会的排除」などである。貧困の予防・救済としても、所得保障（現金給付）だけでなく、社会サービス（現物給付）が必要となっている。民主党の政策への評価についても、この視点は重要である。例えば、子ども手当だけではなく、保育所増設が強調されねばならない。

## 3. 『資本論』における「貧困」の対抗論理

「変革主体形成」としての労働者階級の組織と運動という視点と、一方における「貧困」と他方における「発達」の視点が紹介されているが、これらについての現代的な展開が求められる。

## 4. 富と貧困との視点

「貧困」については、「富」との対立で取り上げることが必要である。この点では、日本よりもアメリカでの富裕層と貧困層の状態がきわめてわかりやすい。これは、今回の金融危機の結末でも同様である。マイケル・ムーアの最新作である映画「CAPITALISM : A Love Story」（日本語タイトルは「キャピタリズム マネーは踊る」。英語での Love というのは、銀行などのトップによるお金に対するもの。ただし、自分のお金だけではない。）のテーマはこの両者の対立の構図である。

また、日本では別の形でわかりやすくなっている。経団連の会長（現在は御手洗キャノン会長、その前は奥田トヨタ会長）が資本の人格化した存在として、大企業の利害をむきだしにした発言と行動をしている。

## 5. 失業・半失業と貧困との関係

この二つの関係を切り離すことはできないという報告者の見解には賛成である。ただし、相対的過剰人口の現代的展開としてどう整理するのかについては、さらに説明がほしい。

正規雇用と非正規雇用との二元論が実態にそぐわないとの見方もそのとおりである。この二極の格差や対立ではなく、資本（企業）との対立が基本であり、「勝ち組」とは資本のことである。

## 6. 労働時間等と所得等を二つの座標軸にした4象限

この整理方法はわかりやすい。

## 7. 失業の権利と失業の自由

働く権利だけではなく、失業の権利を提起していることは重要である。現在の日本では、「NOと言えない労働者」（湯浅誠による）が作りだされている。つまり、せっぱつまった労働力の窮迫販売である。

## 8. 労働法、労働規制の必要性

労働力という商品の売買は、一般の商取引とは違うから、法律も契約一般を取り扱う民法や商法とは違う労働法が存在する。商取引では対等の立場であるが、資本と賃労働の関係では基本的に労働者側が弱い。それは、生産手段も、生活手段としてのお金も所有していないからである。

『資本論』では、工場法の成立、そして法の番人としての工場監督官という公務労働の大切さについても紹介している。

大学も含めての学校教育のなかで、キャリア形成ということが強調されるが、職業意識、技能修得、コミュニケーション能力養成だけではなく、労働者としての権利教育や消費者としての権利教育も必要となっている。労働契約、労働法、労働組合についての基礎知識は重要である。

## 9. 貧困と格差の諸相の整理

労働（雇用と賃金）：所得→消費と貯蓄→労働力の形成と再生産（精神的労働能力として教育、肉体的労働能力として健康・医療）→世代的再生産として結婚・出産・子育て  
将来の見通しとしての希望・意欲など